

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年12月16日

【事業年度】 第23期(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

【会社名】 BEENOS株式会社

【英訳名】 BEENOS Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 執行役員社長 直井 聖太

【本店の所在の場所】 東京都品川区北品川四丁目7番35号

【電話番号】 03(5739)3350(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 松田 久典

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区北品川四丁目7番35号

【電話番号】 03(6859)3328(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 松田 久典

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2018年9月	2019年9月	2020年9月	2021年9月	2022年9月
売上高 (百万円)	22,768	25,276	25,872	25,008	29,846
経常利益 (百万円)	1,728	1,713	3,283	1,645	212
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失() (百万円)	922	1,077	1,891	690	211
包括利益 (百万円)	823	815	1,803	968	7,583
純資産額 (百万円)	9,791	10,171	11,210	11,395	18,001
総資産額 (百万円)	15,691	18,811	23,029	21,797	33,909
1株当たり純資産額 (円)	673.52	713.16	882.12	883.49	1,443.65
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失() (円)	75.57	89.58	151.34	53.99	16.98
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 (円)			150.61	50.48	
自己資本比率 (%)	52.4	45.3	48.3	51.7	52.5
自己資本利益率 (%)	11.5	12.9	19.3	6.2	1.5
株価収益率 (倍)	25.3	13.9	11.9	58.7	
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	44	1,769	5,955	552	1,572
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	397	338	578	689	583
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	123	1,433	619	904	671
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	6,175	5,478	10,220	8,141	10,019
従業員数 (名)	304	346	370	407	446
(外、臨時従業員数)	(479)	(417)	(429)	(436)	(345)

- (注) 1. 第19期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 第23期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第22期以前についても、表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。
4. 第22期より、信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)を導入しております。株主資本において自己株式として計上されている信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めております。
5. 第23期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2018年 9 月	2019年 9 月	2020年 9 月	2021年 9 月	2022年 9 月
営業収益 (百万円)	1,042	2,426	3,824	2,258	4,415
経常利益 (百万円)	312	1,452	2,151	342	2,179
当期純利益 (百万円)	145	1,161	1,603	3	2,434
資本金 (百万円)	2,775	2,775	2,775	2,775	2,775
発行済株式総数 (株)	12,332,600	12,332,600	13,335,995	13,335,995	13,335,995
純資産額 (百万円)	3,875	4,428	6,937	6,270	8,193
総資産額 (百万円)	6,148	9,162	12,663	13,391	18,171
1株当たり純資産額 (円)	315.89	367.15	543.47	481.32	648.31
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	13 ()	18 ()	20 ()	25 ()	25 ()
1株当たり当期純利益 (円)	11.89	96.57	128.29	0.24	195.18
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 (円)			127.68	0.22	185.31
自己資本比率 (%)	62.7	47.8	54.2	45.8	44.0
自己資本利益率 (%)	3.7	28.2	28.5	0.0	34.5
株価収益率 (倍)	160.8	12.9	14.0	13,208.3	11.9
配当性向 (%)	109.3	18.6	15.6	10,416.7	12.8
従業員数 (外、臨時従業員数) (名)	35 (3)	37 (2)	38 (5)	59 (11)	77 (7)
株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	156.6 (110.8)	104.0 (99.3)	150.4 (104.2)	264.1 (132.9)	198.0 (123.4)
最高株価 (円)	2,050	1,989	1,864	3,825	3,385
最低株価 (円)	1,188	1,043	700	1,605	1,545

- (注) 1. 第19期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 第23期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第22期以前についても、表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。
4. 第22期より、信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)を導入しております。株主資本において自己株式として計上されている信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めております。
5. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(プライム市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2 【沿革】

年月	内容
1999年11月	インターネット上における電子商取引を目的として、東京都港区南青山に当社を設立
2000年3月	インターネット上における国内初となる当社独自の共同購入方式によるショッピングサイト「ネットプライスギャザリング」を開始
2000年9月	携帯電話端末からのインターネット接続サービスである、モバイルインターネット市場の発展に先駆け、モバイルコマースサービスである「ちびギャザ」を、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモのi-mode対応端末向けに提供開始
2004年7月	東京証券取引所マザーズへ上場
2006年3月	インターネット上でブランド品などの中古品買取販売を展開する株式会社デファクトスタンダード（連結子会社）の株式を取得、バリューサイクル事業を開始
2007年2月	グループ経営の効率化を図っていくことを目的として、持株会社体制に移行、同時に商号を株式会社ネットプライスドットコムに変更 会社分割によってオンラインショッピング事業を株式会社ネットプライスに承継
2007年4月	インターネットを使ったグローバルショッピング事業の企画・開発・運営を行う株式会社ショップエアライン（連結子会社）を設立
2007年6月	株式会社デファクトスタンダード（連結子会社）からの会社分割により、オークションメディア事業「aucfan.com」を運営する株式会社オークファンを設立
2007年11月	インターネット上のマーケットプレイスを運営するeBay, Inc.との業務提携のもとグローバルショッピングサイト「sekaimon」の運営を行う米国拠点のShop Airlines America, Inc.（連結子会社）を設立
2008年7月	日本のECサイトで購入した商品を海外へ転送するサービスを行うtenso株式会社（2015年4月27日付けで株式会社転送コムより社名変更、連結子会社）を設立
2011年5月	株式会社ショップエアライン（連結子会社）によるヨーロッパ拠点のShop Airlines Europe B.V.（連結子会社）を設立
2011年8月	株式会社デジタルガレージとの共同により、有望なスタートアップ企業を立ち上げるエンジニア、起業家の投資・育成を行う株式会社ONL（2021年1月18日付で株式会社DGインキュベーションより社名変更、持分法適用会社）を設立
2012年2月	株式会社ネットプライスからの会社分割により、タレントのライセンスを用いた商品プロデュース事業を行うモノセンス株式会社（連結子会社）を設立
2012年4月	国内外のスタートアップに対して投資育成事業を開始
2012年12月	tenso株式会社（連結子会社）が代理購入サービス「Buyee」を開始
2013年11月	海外でのインターネットビジネスの発掘及び事業展開を目的として、株式会社デジタルガレージと資本業務提携契約を締結
2014年9月	株式会社ショップエアライン（連結子会社）による株式会社ショップエアライン・ジャパン（連結子会社）を設立
2014年10月	従来のEコマース事業に加え、クロスボーダー領域をはじめとしたグローバルな事業展開を積極的に進め、投資育成事業も中核事業とする経営へのシフトを背景に、商号をBEENOS株式会社に変更
2015年5月	株式会社デファクトスタンダード（連結子会社）が取扱量の増加への対応と業務の効率化を目的として、本社および倉庫機能を山丸平和島ロジスティックセンター（大田区）に移転
2015年11月	tenso株式会社（連結子会社）がカスタマーサポートとマーケティングの海外拠点とする台湾現地法人台湾転送股份有限公司（連結子会社）を設立
2015年12月	取締役会の監査・監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンスを更に充実することで、より透明性の高い経営の実現と企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行
2016年8月	株式会社デファクトスタンダード（連結子会社）が、東京証券取引所マザーズへ上場
2016年10月	東京証券取引所マザーズから東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2016年12月	モノセンス株式会社（連結子会社）が、オリジナルのインテリア雑貨の企画・販売を行う株式会社SWATI（連結子会社）の全株式を取得
2017年10月	新規事業を創造することを目的としてBeeCruise株式会社（連結子会社）を設立
2017年12月	祖業であるオンラインショッピング事業を行っていた株式会社ネットプライスを譲渡

2018年3月	バリューサイクル部門の強化のため酒類買取販売事業のJOYLAB株式会社（2018年10月1日付けで株式会社帝国酒販より社名変更、連結子会社）の全株式を取得
2018年9月	株式会社デファクトスタンダード（連結子会社）が、東京証券取引所マザーズから東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2018年11月	tenso株式会社（連結子会社）がカスタマーサポートとマーケティングの海外拠点とする香港現地法人tenso Hong Kong Limited（連結子会社）を設立
2019年2月	株式会社ファッション・コ・ラボとの合弁により、FASBEE株式会社（連結子会社）を設立
2019年12月	BEENOS Travel株式会社（連結子会社）を設立し、台湾最大級の訪日旅行メディアサイト「旅行酒吧（トラベルバー）」の事業を譲受け、インバウンド事業に参入
2020年1月	株式交換により、株式会社デファクトスタンダード（連結子会社）の全株式を取得
2020年2月	エンターテインメント産業のDXとグローバル化を支援するBEENOS Entertainment株式会社（連結子会社）を設立
2020年6月	台湾をはじめとするアジアを中心にマーケティング事業を行う必諾希亞太行銷股份有限公司（BEENOS Marketing Asia）（連結子会社）を設立
2020年8月	中国向け越境ECサービスの運営を行う必諾希電子商務（上海）有限公司（連結子会社）を設立
2020年9月	ダイナミックプライシング事業を営む出資先のメトロエンジン株式会社を、持分法適用会社に変更
2020年12月	SaaS型越境HRプラットフォーム事業を行うBEENOS HR Link株式会社（連結子会社）を設立
2021年11月	中国向け越境ECサービスの運営を行う必諾希商貿(上海)有限公司（連結子会社）を設立
2022年2月	eスポーツ事業を行うBeenoStorm株式会社（連結子会社）を設立
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は2022年9月30日現在、当社、子会社22社及び関連会社3社によって構成され、Eコマース事業、インキュベーション事業を主たる事業としております。また、Eコマース事業については、さらにグローバルコマース、バリューサイクル、エンターテインメントに区分しております。

なお、次の2事業区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

なお、当社は特定上場会社等であります。特定上場会社等に該当することにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

主な事業の内容は以下の通りであります。

区分	事業区分		会社名	主な事業内容	
連結子会社	Eコマース事業	グローバルコマース	tenso株式会社	海外転送・代理購入事業	
			台湾転送股份有限公司		
			株式会社ショップエアライン	グローバルショッピング事業	
		Shop Airlines America, Inc.			
		バリューサイクル	株式会社デファクトスタンダード		ブランド品・アパレル買取販売事業
			JOYLAB株式会社	酒類買取販売事業	
		エンターテインメント	モノセンス株式会社	エンターテインメント事業 グローバルプロダクト事業	
		インキュベーション事業	BEENOS Asia Pte. Ltd.		投資育成事業
			BeeCruise株式会社		新規事業の創造・育成
	FASBEE株式会社		ファッション特化型越境ECサービスの運営事業		
	BEENOS Travel株式会社		インバウンド事業		
	BEENOS Entertainment株式会社		エンターテインメント領域のDX支援事業		
	BEENOS HR Link株式会社		SaaS型越境HRプラットフォーム事業		
	BeenoStorm株式会社		eスポーツ事業		
	Eコマース事業 /インキュベーション事業		他 連結子会社8社	海外転送・代理購入事業 他	

(1) Eコマース事業

グローバルコマース

tenso株式会社が「海外転送・代理購入事業」を行っており、海外居住者向けに日本の商品を海外発送代行（転送）するサービス「tenso.com」や、商品を代理購入するサービス「buyee」を運営しております。

株式会社ショップエアラインが「グローバルショッピング事業」を行っており、世界最大のマーケットプレイスeBayとの提携のもと、世界中の商品を日本に居ながら購入できるサービス「sekaimon」を運営しております。

バリューサイクル

株式会社デファクトスタンダードが、ブランド品、時計、アクセサリなどをお客様から買取り、ネットオークション等のチャネルを通じて販売するCtoBtoCモデルによる「ブランド品・アパレル買取販売事業 Brandear(ブランドディア)」を行っております。

JOYLAB株式会社が、ワインやウイスキー等の酒類をお客様から店頭、出張または宅配を使って買取り、ネットオークションやショッピングモールを通じて販売するCtoBtoCモデルによる「酒類買取販売事業 JOYLAB(ジョイラボ)」を行っております。

エンターテインメント

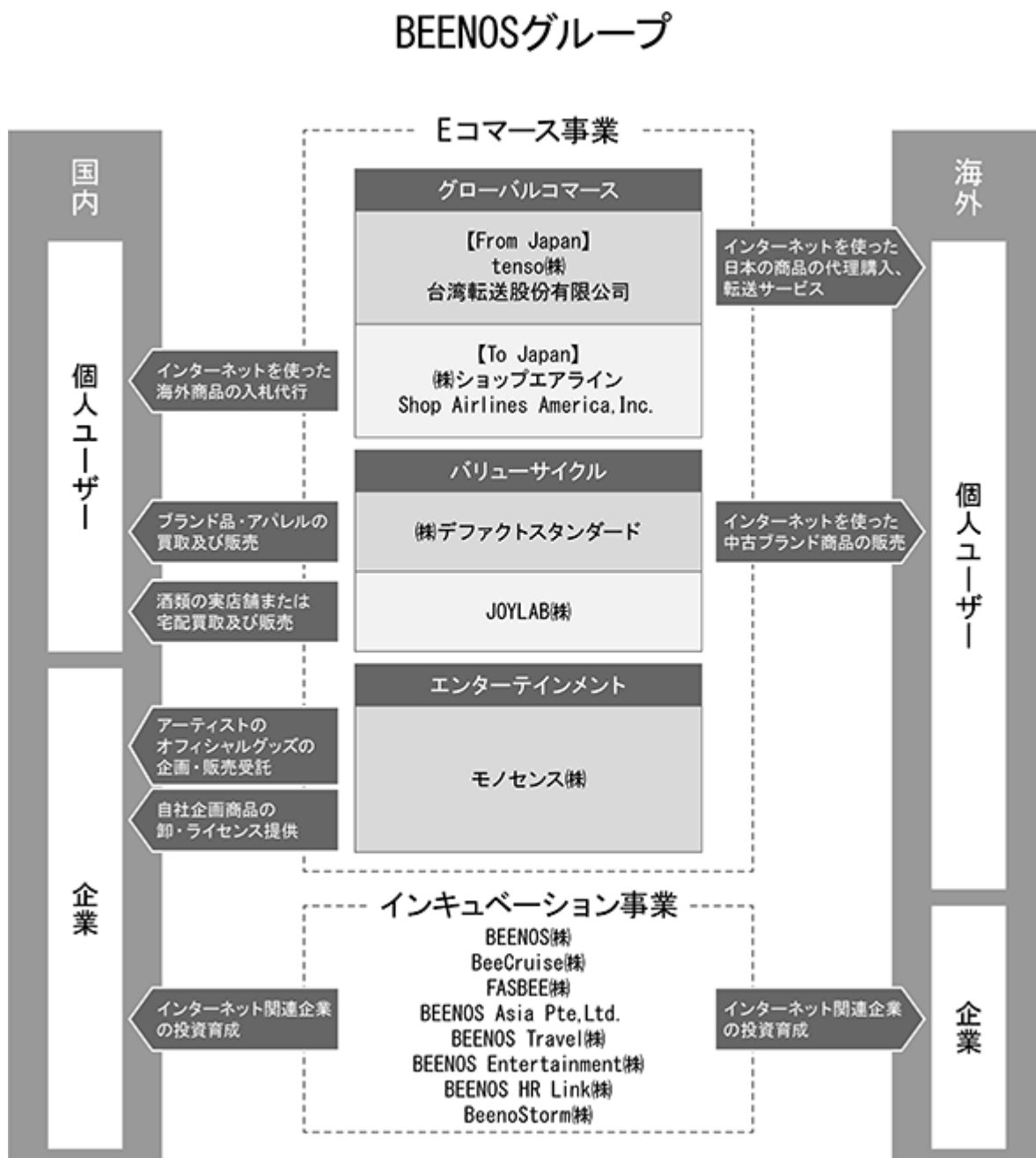
モノセンス株式会社が、タレントやキャラクターのライセンスを用いた商品プロデュースや、日本を代表するアーティストグループの公式グッズや販売サイトを運営する「エンターテインメント事業」及び「グローバルプロダクト事業」を行っております。

(2) インキュベーション事業

新興国を中心とした海外におけるインターネット関連事業及び日本国内のインバウンド消費関連市場のスタートアップ企業への投資育成活動を展開しております。また、今後の柱となる事業の創造・育成事業を積極的に推進しております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示しますと、以下のとおりとなります。

[事業系統図]



(注) 上記系統図以外に、連結子会社 8 社、持分法適用関連会社 3 社があります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合	関係内容
(連結子会社)					
tenso(株) (注) 3	東京都品川区	100百万円	Eコマース事業 グローバルコマース (海外転送・代理購入事業)	100.0%	管理業務の受託 オフィスの賃貸 資金の借入 債務保証の引受 役員の兼任有
台湾転送股份有限公司 (注) 2	台湾台北市	5,580千台湾ドル	Eコマース事業 グローバルコマース (海外転送・代理購入事業)	100.0% (100.0%)	役員の兼任有
(株)ショップエアライン	東京都品川区	100百万円	Eコマース事業 グローバルコマース (グローバルショッピング事業)	100.0%	管理業務の受託 オフィスの賃貸 役員の兼任有
Shop Airlines America, Inc. (注) 2	米国カリフォルニア州(レドンドビーチ市)	3,500千米ドル	Eコマース事業 グローバルコマース (グローバルショッピング事業)	100.0% (100.0%)	役員の兼任有
(株)デファクトスタンダード (注) 1、5	東京都大田区	100百万円	Eコマース事業 バリューサイクル (ブランド品・アパレル買取販売事業)	100.0%	役員の兼任有
JOYLAB(株)	大阪市中央区	60百万円	Eコマース事業 バリューサイクル (酒類買取販売事業)	100.0%	管理業務の受託 資金の貸付 役員の兼任有
モノセンス(株) (注) 4	東京都品川区	30百万円	Eコマース事業 エンターテインメント (商品プロデュース・ライセンス事業)	100.0%	管理業務の受託 オフィスの賃貸 役員の兼任有
BEENOS Asia Pte. Ltd. (注) 1	シンガポール共和国	10,800千米ドル	インキュベーション事業 (投資育成事業)	100.0%	資金の貸付 役員の兼任有
BeeCruise(株)	東京都品川区	100百万円	インキュベーション事業 (新規事業の創造・育成)	100.0%	管理業務の受託 オフィスの賃貸 資金の貸付 役員の兼任有
FASBEE(株)	東京都品川区	100百万円	インキュベーション事業 (ファッション特化型越境ECサービスの運営事業)	100.0%	管理業務の受託 オフィスの賃貸 資金の貸付 役員の兼任有
BEENOS Travel(株)	東京都品川区	100百万円	インキュベーション事業 (インバウンド事業)	100.0%	管理業務の受託 オフィスの賃貸 資金の貸付 役員の兼任有
BEENOS Entertainment(株)	東京都品川区	50百万円	インキュベーション事業 (エンターテインメント領域のDX支援事業)	100.0%	管理業務の受託 オフィスの賃貸 資金の貸付 役員の兼任有
BEENOS HR Link(株)	東京都品川区	100百万円	インキュベーション事業 (SaaS型越境HRプラットフォーム事業)	100.0%	管理業務の受託 オフィスの賃貸 資金の貸付 役員の兼任有
BeenoStorm(株)	東京都品川区	75百万円	インキュベーション事業 (eスポーツ事業)	100.0%	管理業務の受託 オフィスの賃貸 役員の兼任有
その他連結子会社 8 社					
持分法適用関連会社 3 社					

(注) 1. 特定子会社であります。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

3. tenso株式会社の売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)は連結売上高に占める割合が10%を超えて

おります。なお、記載数値は連結会社相互間の内部取引について消去しておりません。

主要な損益情報等	() 売上高	8,815百万円
	() 経常利益	3,029百万円
	() 当期純利益	1,978百万円
	() 純資産額	696百万円
	() 総資産額	6,780百万円

4. モノセンス株式会社の売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)は連結売上高に占める割合が10%を超えております。なお、記載数値は連結会社相互間の内部取引について消去しておりません。

主要な損益情報等	() 売上高	3,995百万円
	() 経常利益	130百万円
	() 当期純利益	103百万円
	() 純資産額	105百万円
	() 総資産額	1,693百万円

5. 株式会社デファクトスタンダードの売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)は連結売上高に占める割合が10%を超えております。なお、記載数値は連結会社相互間の内部取引について消去しておりません。

主要な損益情報等	() 売上高	12,121百万円
	() 経常利益	52百万円
	() 当期純利益	9百万円
	() 純資産額	3,269百万円
	() 総資産額	3,920百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年9月30日現在

セグメントの名称		従業員数(名)
Eコマース事業	グローバルコマース	161 (69)
	バリューサイクル	122 (247)
	エンターテインメント	23 (7)
インキュベーション事業		91 (17)
全社(共通)		49 (5)
合計		446 (345)

- (注) 1. 従業員数は就業人員を記載しており、臨時従業員数は()内に1日8時間換算による月平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、当社のうち管理部門等の各事業共通の業務に従事している人員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

2022年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
77 (7)	34.9	3.6	6,288

- (注) 1. 従業員数は就業人員数を記載しており、臨時従業員数は()内に外数で記載しております。
2. 提出会社の従業員は、管理部門等の各事業共通の業務に従事する者であります。
3. 従業員が18名増加しております。主な要因は増員による単純増加によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社経営の基本方針

当社グループは、「野心とテクノロジーで世界の可能性を拡げるNextスタンダードを創る」をPurpose(存在意義)として掲げ、テクノロジーの力とこれまで培ったグローバルコマースの知見をいかし、人・モノ・情報とグローバルコマース市場を繋ぎ、新しい常識や可能性を提供し続ける「グローバルプラットフォーマー」を目指しております。

世界中の素晴らしい商品やコンテンツをグローバルに流通させ世界中の消費者に届けるために、国内外のマーケットプレースを繋げるとともに、日本の素晴らしい商品やコンテンツをアジアの国々をはじめ世界に流通させるグローバルコマースの構築を推進し企業価値の増大を図ってまいります。

グローバルプラットフォームの構築を目指すにあたって次の戦略を進めてまいります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

グローバルコマースの戦略

「世界中の、商品が欲しい人へ、世界中の商品を届けることができる、世界的な事業をつくる」をミッションとして、日本国内での圧倒的No1ポジションを活かし、対競合の施策を充実させ、お客様から選ばれる唯一の選択肢となるべく努力してまいります。また海外のお客様から選ばれるサービスであるということは、日本企業が当社をパートナーとしてお選びいただく重要な条件だと考えております。

そして信頼を勝ち得た日本企業の商品を、海外のお客様が日常の自然な導線の中で購入ができる状態を目指します。またこれまで個人(toC)のお客様を中心にご利用いただいておりましたが、ビジネス利用(toB)の可能性を見出しており、ホールセールサービスにも挑戦してまいります。

バリューサイクルの戦略

「モノの価値を見出し、モノに価値を与え、モノを通じて人と人をつなぐ」をミッションとして、日本国内外で拡大するリユース市場において、「ブランド品」と「酒類」にフォーカスして国境を越えた流通システムの構築を進めております。状態のよい商品を日本のマーケットから買い付け、海外市場へ出品をしております。また商品の状態だけでなく、各国における需給バランスの違いにより内外価格差があることから、日本よりも海外の方が高く売れる商品が多く、魅力的な市場であると捉えており、当社グループでは当事業の海外販売比率を50%超としていくことを中期的な目標としております。国内市場においては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響とみられる需要の停滞がありましたが、自社オークションサイトのユーザビリティの見直しやビジネス利用(toB)の拡大施策をはじめ、これまで縮小していたプロモーション活動を増加させることで売上高の拡大を目指してまいります。

エンターテインメントの戦略

「エンタメ業界のDXを促進させ、コンテンツホルダーの収益最大化を担う」をミッションとして、エンターテインメント業界特有のニーズを捉えて芸能プロダクションやアーティスト、コンテンツホルダーが容易にショップを開設してグッズやサービスの販売を可能にする業界特化型のEC販売システムの構築を進めてまいりました。エンターテインメント関連の企業様と対話を進めていく中で細かな特有のニーズが多いことがわかり、各社各人のニーズに対応する形で簡単に使いやすいプラットフォームの構築を進めております。

また日本のコンテンツは漫画や芸能をはじめ海外で多くの支持を集めており、このプラットフォームを通じて国境を越えた商品やサービスの展開を可能にし、最終的には日本の市場にとどまらないグローバル・エンターテインメント・プラットフォームとしてのポジションを確立してまいります。

インキュベーション(投資育成)の戦略

これまで、海外のオンラインマーケットプレース、オンラインペイメント企業などEコマースに関連する領域への投資と国内のインバウンド関連企業への投資を通して、ネットワークの拡大及び投資収益の拡大を狙ってまいりました。現状当社グループが出資した企業の多くがアジア各国の強力なプレイヤーへと成長しております。今後も引き続きアジア地域を中心に投資は続けていきますが、より当社事業とのシナジーを狙った投資へシフトをしてまいります。

新規事業の戦略

我々が属するIT業界は変化が激しく、常に新しいチャレンジ、新しい価値創造に取り組まなければ生き残れないと考えております。そのため当社は継続的に新規事業創造に取り組んでまいりました。今後も新規事業創造においては、既存事業を発展させる可能性のある周辺領域への取り組みや、将来、市場が拡大すると見込まれる領域への先行投資を進めてまいります。一方で収益性の評価は期限を決めて実施し、事業継続の判断を適切に行ってまいります。

(2) 目標とする経営指標

流通総額

当社グループがグローバルマーケットにおいて認知され、グローバルプラットフォームを創造し、新しい価値の提供をする企業グループとなるためには数千億規模の流通を創り出す必要があると考えております。そのためには引き続き流通総額1,000億円を目指して事業の拡大を目指してまいります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループの優先的に対処すべき課題は次のとおりであると考えております。

積極的なM&Aの活用

当社グループの属するインターネット業界は、非常に変化が激しく、意思決定や事業創造のスピードが重要であると考えております。そのためグループ内における事業創造だけではなく、積極的なM&Aは重要な経営戦略の一つであると考えております。これまでも企業価値の増大に向けてM&Aを進めてまいりましたが、より積極的に推進していく方針であります。

BEENOSブランドの認知度の向上

これまで当社グループは各事業のサービスブランドの認知度向上を優先し、BEENOSグループとしての認知度向上については取り組んでおりませんでした。しかしながら、上述の経営戦略を進めていく上でも、また事業における取引や提携の拡大、優秀な人材の確保にあたってはBEENOSのブランド認知度を高めていく必要があると考えております。特に既存事業の利便性等サービスクオリティの向上や新規事業創造にあたって社内に優秀なエンジニアを確保していくことは非常に重要であると認識しており、今後はBEENOSブランドの認知度向上にむけた投資を進めていく方針であります。

財務的な課題

各事業がグローバルに展開していく中で、為替のヘッジやグローバルなTAXプランニングは重要な課題であると考えており、国内外の専門家とのネットワークやプランニングをこれまで以上に進めてまいります。

また、現状では十分な現預金、借入枠、資産の流動性があり、事業拡大において財務面での不足はないと考えておりますが、今後の積極的なM&Aの規模によっては間接金融、直接金融両面においていつでも実行できる体制を整えておくことが必要であると考えております。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な関係会社の業績動向について

当社グループは、持株会社によるグループ経営体制をとっております。グループ全体の経営最適化のための戦略機構として、当社は、グループ経営戦略、経理、財務、法務、経営管理、人事、内部監査、広報、IRなどのサポート機能及び上場企業として必要な機能を保有し、各事業はそれぞれ連結子会社22社、持分法適用会社3社が運営しております。

また、当社グループは、2020年11月より、経営の監督と執行を明確に区分することを目的として、執行役員体制を導入し、各執行役員が事業ドメインごとのDivisionを担当することで経営の意思決定の迅速化を図っております。

子会社及び関連会社は、それぞれ経営状況は異なっておりますが、それぞれ競争と技術の変化の激しい業界であり、これらの企業の業績が悪化した場合には、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 投融資について

当社グループは、ITとインターネットをベースにグローバル市場において新しい市場を創造するために、プラットフォームを生み出し続ける「グローバルプラットフォーム」を目指しており、今後も新たな業態や市場を創造していく方針であり、その実現のため、日本国内外におけるインターネット関連企業への投資育成、子会社の設立、合併事業の展開等を行っております。投資を行う際にはその対象企業または事業のリスクとリターンについて綿密なデューデリジェンスを行うことにより、リスクを極力回避することが必要不可欠と理解しておりますが、当初期待した利益を計上できず、投資額を回収できない可能性があります。また、事前に検出できなかった偶発債務や未認識債務等が顕在化した場合や、投資先の今後の業績如何によっては、当社保有有価証券等の減損適用等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 業務提携について

当社グループは、事業拡大のための物流業者等の外部企業との提携は重要な経営戦略のひとつと考えております。当社グループは、特定の提携企業に集中して依存度が高まることのないよう事業展開しておりますが、提携企業における事業戦略の変更等に伴い、提携関係の維持が困難になった場合には、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

(4) 人材の流動化及び人材の確保について

インターネット業界は、技術革新のスピードが極めて早く、新技術を基盤としたサービスの新規参入が相次いで行われております。このため、当社グループは、業容の拡大に伴い、今後も積極的に優秀な人材の採用・育成を予定しておりますが、当社グループの計画に沿った採用・育成ができない場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループでは福利厚生充実を図り、役職員にインセンティブを付与するなど人材の確保に努めておりますが、当社グループの役職員が流動化する、あるいは人材確保のために人件費が増加する可能性もあり、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

(5) 競合について

当社グループが属するEコマース市場は成長を続けており、かつ、参入が比較的容易とみられることから、今後も新規参入の増加によって競争が激化することが予想されます。当社グループではクロスボーダーでのEコマースを強みとし、さらに徹底した低コストオペレーションの追求や商品やサービスの差別化等により、競争力の強化を図っておりますが、競争激化によるサービスレベルの向上施策のためのコスト増や商品仕入価格の高騰、物流費用の高騰等をもたらす可能性があり、その場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(6) 個人情報の保護について

当社グループは、事業運営に際して、データベースサーバーには、サービスを利用する顧客の氏名、住所、電

話番号、メールアドレス等の個人情報がデータとして蓄積されております。これらの情報については安全管理措置義務があり、当社グループが知り得た情報については、データへアクセスできる人数の制限、ID登録及び外部侵入防止のためのシステム等の採用により漏洩防止を図っております。また、社内規定を作成し、取得・保有する個人情報の取扱方法並びに個人情報データベースへのアクセス制限について定め、さらに、運用状況の監査や教育を行う等の漏洩防止策を実施しております。しかしながら、当社グループが実施している上記の個人情報保護策にもかかわらず、個人情報の漏洩を完全に防止できるという保証はありません。今後、個人情報が社外に漏洩した場合には、損害賠償請求や信用低下等によって財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性があります。

(7) 訴訟等について

当社グループは、コンプライアンス体制の整備及びその運用により、安全な運営を推進し、訴訟及びクレーム等の発生の回避に尽力しております。しかしながら、当社グループの事業活動の遂行過程において、顧客等から、当社グループが提供するサービスの不備、個人情報の漏洩、又は知的財産の侵害等に関する訴訟その他の法的手続きを提起され、また当局による捜査や処分等の対象となり、これらの法的手続きに関連して多額の費用を支出し、また、事業活動に支障をきたす可能性があります。係る法的手続きは長期かつ多額となることがあり、また結果の予測が困難となる場合があります。当社グループに不利な判断がなされた場合には、当社グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

(8) 知的財産等について

当社グループは、これまで第三者より知的財産権に関する重大な侵害訴訟等を提起されておられません。しかし、事業活動領域の多様化に伴って、将来に渡って知的財産権を巡る重大な紛争が発生する可能性がないとはいえません。

当社グループは知的財産権に対する社内管理体制を構築しておりますが、第三者から知的財産権侵害の訴訟を受けた場合は、解決までに多くの時間と費用が発生する等、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) 法的規制等について

当社グループの各事業において下記のとおり法的規制等があります。当社グループでは、当該規制に対して、顧問弁護士との定期的な情報交換や、業界団体への加盟により、積極的な情報の収集及び対応を行っておりますが、今後各省庁等における現行の法解釈に何らかの変更が生じた場合、もしくは新たに当社の事業又は営業方法を規制する法律等が制定・施行された場合、その内容によっては当社の事業が制約を受けたり、当社が新たな対応を余儀なくされたりする可能性があります。このような場合には、当社グループの経営成績又は今後の事業展開に影響を受ける可能性があります。

メール配信に関する規制等

登録会員に向けて配信しているメールマガジンの配信については、「特定電子メールの送信の適正化に関する法律」及び「特定商取引に関する法律」等により義務等が課されている他、「消費者契約法」、「不当景品類及び不当表示防止法」等の一般的な関係法令を遵守する必要があります。

商品受取に関する規制等

転送サービス・購入サポート事業のうち、郵便物等の受取サービスについては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」及び関係法令による規制を受けており、当社では法律を遵守すべく、会員登録時に申込者の本人確認の手続きを徹底しております。

中古品流通に関する規制等

古物の買取及び販売に関しましては「古物営業法」の規制の対象となっております。当社では古物営業を行うに際し、営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を取得のうえ、当該法令に基づく確認及び書類備置を実施しております。

酒類販売に関する規制

JOYLAB(株)における酒類の販売に際しては、「酒税法」の規制を受けており、1986年2月1日付けで全酒類卸売業免許および一般酒類小売業免許（免許条件なし）を取得しております。なお、未成年者に対する酒類の販売防止策としては、未成年者飲酒禁止法及び酒税法等の関連法規に基づき専任の酒類販売管理者のもと、酒類商品の販売サイト上において、未成年者への酒類の販売が法律で禁止されている旨、及び未成年者への酒類の販売を行わない旨を記載する等、未成年者飲酒防止のための注意の喚起を行い、また酒類の販売サイトに

においては、購入者が成人であることを確認するチェック項目の設置を行う等、申込者の年齢確認の徹底を図っております。

商品販売に関する規制等

当社グループは、主に「特定商取引に関する法律」、「不当景品類及び不当表示防止法」及び「不正競争防止法」の規制を受けており、また取り扱う商品により「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「健康増進法」、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」及び「食品衛生法」の規制を受けております。具体的には、当社グループが商品を製造及び販売する場合またはその情報をWEBサイト上に記載する場合には、価格表示及び商品の機能や効果等の記載に関しては前述の「不当景品類及び不当表示防止法」、香水等の化粧品及び健康食品の製造及び販売並びにその効果効能等の記載に関しては「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、健康食品を含む食品全般の販売に際しては「健康増進法」、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」及び「食品衛生法」等の法的規制をそれぞれ受けております。BeeCruise(株)における化粧品の製造及び販売に際しては、2019年9月19日付けで化粧品製造販売業許可を、同年10月9日付けで化粧品製造業（包装・表示・保管 区分）許可を取得しております。なお、2021年10月1日より、総括製造販売責任者及び責任技術者の不在により、製造販売事業は休止しております。当社グループでは、これらの法律を遵守すべく、社内での定期的な勉強会を開催するとともに、商品情報のWEBサイトへの掲載にあたっては、外部専門家の指導を受けるなど最善の方法を取っております。

(10) バリューサイクル部門の事業内容について

コピー商品の排除について

中古品の流通量の増加に伴い「コピー商品」に関するトラブルは社会的に重要な問題となってきており、これらトラブルを事前に回避し、ユーザー及び購入者の利益保護をいかに実現していくかが中古品小売業界全般の共通課題となっております。

当社グループにおいては、中古品等の真贋鑑定にかかる商品ごとのマニュアルやデータベースの整備、コピー商品にかかる情報収集、複数名チェック体制の構築、真贋鑑定能力向上を目的とした社内研修実施及び社内資格の策定等により、コピー商品の買取防止に努めております。

また、安心感を持って商品をお買い求めいただくために、誤って仕入れたコピー商品についてはすべて廃棄処理を行い、コピー商品の販売防止に努めております。

今後においても、当社グループの信頼を維持していくために、コピー商品等の排除を徹底していく方針であります。誤ってコピー商品の仕入及び販売を行ってしまった場合やコピー商品の取り扱いについて重大なトラブル等に発展した場合等においては、当社グループに対する信頼性が損なわれ、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

盗品について

バリューサイクル部門の事業特性上、盗品の買取防止の対策を講じておりますが、盗品の買取を完全に防止することは困難であり、意図しない盗品買取が生じた場合は盗品買取による損失が生じる可能性があります（古物営業法の規定等により、本来の所有者に対して無償返還義務が生じます。）、また、盗品に起因したトラブル等が発生した場合には、当社グループに対する信頼性が損なわれ、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) システムリスクについて

当社グループの事業は、コンピューターシステムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、クラウドシステムを利用しシステムのロケーション分散を図っております。また、ピークに応じてITリソースを自動的に変化させることで、過剰な設備コストを抑制し、最適なITリソースコストを維持しております。また、脆弱性を悪用する攻撃に対してもWAF、IPS、IDS等を導入し適切な運用をすることで有効な対策を講じております。しかしながら、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの営業は困難な状況になります。また、アクセス増等の一時的な過負荷によって当社グループあるいはホスティング先のサーバー・ネットワーク機器が作動不能に陥ったり、当社グループ、提携先、購入者、もしくはその他のシステム利用者のハードウェア又はソフトウェアの欠陥により、正常な取引が行われなかったり、システムが停止する可能性があります。さらには、外部からの不正な手段によるコンピューター内への侵入等の犯罪や役職員の過誤等によって、当社グループや提携先のサイトが書き換えられたり、重要なデータを消去又は不正に入手されたりするおそれもあります。これらの障害が発生した場合には、直接損害が生じるほか、当社グループのサーバーの作動不能や欠陥

に起因する取引の停止等については、システム自体への信頼性の低下を招きかねず、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(12) 自然災害など予測困難な事情について

当社グループは、インターネットや通信、物流などの各種サービスに必要な通信ネットワークや情報システム、インフラシステムなどを構築・整備しております。地震・台風・洪水・津波・竜巻・豪雨・大雪・火山活動などの自然災害、火災や停電。電力不足、テロ行為、新型コロナウイルスなどの感染症の流行などにより、通信ネットワークや情報システム、交通・物流などのインフラシステムなどが正常に稼働しなくなった場合には、当社グループの各種サービスの提供に支障をきたす可能性があり、その結果、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 海外事業展開及び為替変動に関するリスクについて

当社グループは、日本国内のほか、米国、欧州、東南アジア等における事業活動を積極的に展開しております。海外子会社の現地通貨建て財務諸表については、収益、費用、資産、負債、資本に関して米国ドル、英国ポンド、欧州ユーロ等を円換算して連結財務諸表を作成することとなります。当社グループは、為替変動リスクに対し、日本法人及び海外現地法人において保有する外貨を必要最低限とすること、また、為替予約などリスクを軽減する手段を必要に応じて講じておりますが、かかる手段は為替変動リスクの全体を回避するものではなく、当社グループの業績、資産・負債及び純資産は、為替の動向により影響を受ける可能性があります。また、かかる海外地域において景気の後退、政情の変化、法規制等の変更、税制の変更、テロ・紛争等の発生、感染性疾患の流行や災害の発生があった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 内部管理体制について

当社グループは、企業価値の最大化のため、コーポレートガバナンスの強化を重要な経営課題と考えております。業務の適正化及び財務報告の信頼性を確保するため、内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用しておりますが、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかず、適切な事業運営が困難となり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(業績等の概要)

(1) 業績

当社グループは、テクノロジーの力とこれまでに培ったグローバルコマースの知見をいかし、人・モノ・情報とグローバルコマース市場を繋ぎ、新しい常識や可能性を提供し続ける「グローバルプラットフォーマー」を目指しております。

今期は各事業領域において「グローバルコマース：Buyeeサービスの戦略的重点地域への最適化と物流の強化」、「バリューサイクル：買取の高単価商品へのシフトと海外マーケットプレイスとの連携による販売力強化」、「エンターテインメント：エンタメ特化型Eコマースプラットフォームの拡充によるエンタメ業界のDX促進」をそれぞれ目指しました。また、新型コロナウイルスの感染拡大とその影響、ロシア・ウクライナ情勢に起因する原油価格の上昇など不透明な外部環境の変化がありましたが、今後もあらゆるリスクを想定し最大限の対策に取り組んでまいります。

Eコマース事業・グローバルコマース部門においては、戦略的重点地域に対してより安価な配送手段の導入と地域特性に合わせたマーケティングによりシェアの拡大を図り、バリューサイクル部門においては、海外販売の強化と買取店舗数の拡大や買取の利便性向上に努めました。また、エンターテインメント部門においては、ECサイトの機能拡充やファンサイトの運営など、イベントの開催に依存しない収益の多様化を目指しました。

インキュベーション事業においては、営業投資有価証券の売却が少額案件のみだった一方で、一部の投資先企業において事業モデル転換や事業計画の遅れ、ダウンラウンドでの資金調達の実施などによる減損損失を計上しました。新規事業においては、エンターテインメント業界向けのECプラットフォーム「Groobee」の導入や、日本企業向けの海外マーケットプレイスへの出品・出店・運用支援など今後の収益の柱となる事業の育成を積極的に進めました。また、当社グループの認知度向上や、エンターテインメント事業などとのシナジー創出を目的としてeスポーツ事業に参入しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は29,846百万円（前期比19.3%増）、営業利益は328百万円（前期比80.5%減）、経常利益は212百万円（前期比87.1%減）親会社株主に帰属する当期純損失は211百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益690百万円）となりました。

当社が経営指標として重視している流通総額（国内外における商品流通額）につきましては、当連結会計年度で807億円（前期比25.9%増）となりました。

2022年9月末時点における営業投資有価証券の簿価は128億円（2022年6月末時点における簿価は177億円）、2022年9月末時点における時価評価額は300億円（2022年3月末時点における時価評価額は330億円）となり、上場銘柄の株価変動、未上場企業のダウンラウンドでの資金調達に伴う評価の引き下げ等により、時価評価額が減少しました。

営業投資有価証券の時価評価額は3月末及び9月末に見直しを実施しております。算定根拠についてはセグメント別業績のインキュベーション事業をご参照下さい。

事業のセグメント別の業績は、次のとおりであります。

Eコマース事業

）グローバルコマース

「海外転送・購入サポート事業（FROM JAPAN）」におきましては、従来台湾向けに導入していた安価な国際配送サービス「ECMS Express」をアメリカ、韓国、香港、シンガポール向けに拡大したほか、決済におけるクレジットカード使用率の低い台湾での後払い決済の導入や、台湾のヘビーユーザー向けの定額制国際配送料プランの導入など、ユーザーの利便性向上に努めたことに加え、円安を背景とした需要の増加により売上高が順調に増加しました。また、昨年よりロシア向けに独自の国際配送の料金を大幅に値下げするなどの施策を実施してはりましたが、ロシア・ウクライナ情勢の影響により、両国向けの発送を停止しております。なお、流通総額に占める両国の割合は1%未満であり業績への影響は軽微です。一方、原油価格の高騰に伴い物流費用が上昇し、当社もやむを得ず国際配送料の値上げを実施いたしました。また、今期初から見られている中国から中国国外の特定のWEBサイトへのアクセス制限は引き続き継続しておりますが、従前より中国向けの流通の構成比を下げる方針を取っていたことから、その影響は限定的です。また、既存のECサイトにタグ設置のみで海外販売を可能にする、越境購入サポートサービス「Buyee Connect」において、従来導入企業に課金していた初期費用及び月額費用を2022年6月より無償化し、導入のハードルを限りなく下げ、より一層国内のEC事業者のグローバル展開を強力に支援する体制を構築しました。当第4四半期には、株式会社クリームが運営するハンドメイドマーケットプレイス「Creema」などに導入さ

れ、当社が支援する企業が増加しました。

「グローバルショッピング事業（TO JAPAN）」におきましては、安定的な利益創出を目指しUIの改善や既存ユーザー向けのリピート施策などを実施するとともに、SEOの強化など新規ユーザーの獲得にも注力しショッピングサイト「セカイモン」の累計会員数が増加し100万人を超える規模となりました。一方で、急激な円安により内外価格差を利用の主目的としていたユーザーの需要が減退し、売上が減少しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は10,065百万円（前期比21.5%増）、営業利益は3,335百万円（前期比18.6%増）となりました。

）バリューサイクル

「ブランド・アパレル買取販売事業」におきましては、販売面においては、中国の大手越境ECモールである「天猫国際（Tmall Global）」東南アジアで展開するマーケットプレイス「Shopee」ではマレーシア向け、ドイツの高級時計専門マーケットプレイス「Chrono24」など海外プラットフォームとの連携を進めたことに加え、円安の影響による価格優位性が寄与し、海外向けの売上が好調に推移し、当第4四半期における流通総額に占める海外比率が45.8%（2022年9月期第3四半期は40.9%）に上昇しました。また、楽天グループ株式会社が運営するフリマアプリの「楽天ラクマ」のサービス「ラクマ公式ショップ」へ出店を開始するなど、国内での販売増加にも注力しております。買取面においては、ハイブランドの商品など高価格帯商品の買取を強化するため、買取専門店「ブランディア」の出店を進め12店舗体制（JOYLABとの共同運営店舗含む）となったことや、オンライン買取サービス「ブランディアBell」の対応時間の拡大に加え、テレキューブサービス株式会社との提携により、ブランディアBellを全国120拠点以上に設置された個室型ワークブース「テレキューブ」内で利用することが可能になるなど買取サービスの改善を実施したことで、買取高が順調に推移しました。

「酒類の買取販売事業」におきましては、販売面では、買取ボリュームの大きいジャパニーズウィスキーやワインなどで高額品が人気になるなど、売上高が増加しました。また、買取面では酒類の資産管理・査定相場情報アプリ「MyCellar」への登録資産金額が1.5億円を超えるなど酒類の価値についての注目が高まっている状況に加え、ブランディアとの共同運営店舗の新規出店や、各店舗における買取促進プロモーション、競争力のある買取価格等によって買取高が拡大しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は15,080百万円（前期比25.4%増）、営業利益は199百万円（前期比192.5%増）となりました。

）エンターテインメント

「エンターテインメント事業」におきましては、新型コロナウイルスの影響による大型イベントの開催自粛や参加人数を制限しての開催の状況が続き、イベント会場でのグッズ販売に影響しておりましたが、第2四半期中より人数の制限が解除されたことにより、観客を入れての大型イベントが再開されたことでグッズ販売による売上が増加しました。一方で、イベント開催の有無に影響を受けにくい体制を目指し、アーティストのグッズ販売ECサイトのUIの改善や、新機能の導入、ファンサイトの運営などオンラインでの収益機会の多様化を進めました。

「グローバルプロダクト事業」におきましては、自社コスメブランド「Lovisia」のポケモンや名探偵コナン、ちいかわのハンドクリームや、サンリオキャラクター、星のカービィのコスメリーズなど、国内外で人気のあるコンテンツとの取り組みが人気となり売上高が順調に増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,124百万円（前期比1.0%減）、営業利益は129百万円（前期比22.6%減）となりました。流通総額は前期比で10.4%増加したものの、販売受託商品の構成比の増加により売上高は微減となっております。

ECコマース事業全体では、当連結会計年度の売上高は29,270百万円（前期比19.6%増）、営業利益は3,665百万円（前期比20.3%増）となりました。

インキュベーション事業

「投資育成事業」におきましては、新興国のオンラインマーケットプレイスやオンライン決済企業への投資および、国内のインバウンド消費関連のスタートアップ企業への投資を行っております。シード期より投資を行ってきた企業が大きな成長を果たしており、海外では2022年4月にインドネシアの配車配送サービス・Eコマース大手のGoTo Groupがインドネシア証券取引所に上場し、インドのオンライン不動産マーケットプレイスNobroker社がユニコーン企業となりました。一方で、インド最大級の新車・中古車売買オンラインマーケットプレイスを運営するDroom社が2021年11月にインドの証券取引委員会に上場申請を行っていましたが、Tech企業のIPO市場動向等を勘案し2022年10月に上場申請を取り下げました。国内においても家事代行プラットフォームを運営する株式会社CaSyが2022年2月に東証マザーズ（現東証グロース市場）に上場するなど出資先の企業価値が増大しました。一方で一部の投資先企業において事業モデル転換や事業計画の遅れ、ダウンラウンドでの資金調達の実施による評価の引き下げ等により減損損失を計上しました。

当連結会計年度における営業投資有価証券の売却は少額案件のみでしたが、来期以降、新規事業の先行投資費用と本社費用を相殺する利益を投資売却によって継続的に計上していくことを基本方針として、投資回収を進めてまいります。

「新規事業」におきましては、エンターテインメントに特化したECプラットフォーム「Groobee」が、スターダストグループが運営するタレント・アーティストグッズのオンラインストア「MAILIVIS」のサポートや、人気アニメやゲームのイベント事業・グッズ事業を展開する株式会社イーディスのショッピングサイト「EDITH ONLINE」の運用を開始するなど導入企業が増加し、2021年1月のリリース以降の制作サイト数が50件を超えました。また、アジアの大手マーケットプレイスへの日本企業の出店・運用支援事業も拡大しており、ブックオフコーポレーション株式会社が運営するECストア「BOOKOFF」の「Shopee（台湾、タイ、マレーシア）」での出店・運用サポートや、アリババグループが運営する中国最大の越境ECプラットフォーム「Tmall Global」での東宝株式会社のキャラクター「ゴジラ」の海外旗艦店の出店・運用サポートを開始しました。当社は海外マーケットプレイスへの出店だけでなく、カスタマーサポート、海外配送対応、決済対応等幅広いサポートも含めワンストップで提供しています。

また、2022年1月にはeスポーツのメインユーザーであるデジタルネイティブ世代に向けた当社グループの認知度向上や、エンターテインメント関連事業などとのシナジー創出を目指し、eスポーツ事業を推進する子会社として「BeenoStorm株式会社」を設立しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,035百万円（前期比35.9%増）、営業損失は2,473百万円（前期は営業損失494百万円）となりました。

なお、2022年9月末時点における営業投資有価証券の簿価は128億円（2022年6月末時点における簿価は177億円）、2022年9月末時点における時価評価額は300億円（2022年3月末時点における時価評価額は330億円）となり、上場銘柄の株価変動、未上場企業のダウンラウンドでの資金調達に伴う評価の引き下げ等により時価評価額が減少しました。

営業投資有価証券の時価評価額は3月末及び9月末に見直しを実施しております。上場銘柄は市場価格、未上場銘柄は直近の取引価格にて評価した金額です。（当社が投資損失引当金を計上している銘柄については簿価にて評価）当該金額は、当社の試算に基づく金額であり、監査法人の監査を受けておりません。

事業別売上高は以下のとおりであります。

区分		第22期 (2021年9月期)	第23期 (当期) (2022年9月期)	前期比	
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	増減率(%)
Eコマース	事業	24,478	29,270	4,792	19.6
	グローバルコマース 部門	8,287	10,065	1,777	21.5
	バリューサイクル 部門	12,026	15,080	3,054	25.4
	エンターテインメント 部門	4,163	4,124	39	1.0
インキュベーション	事業	762	1,035	273	35.9
消去又は全社		231	459	227	98.4
合計		25,008	29,846	4,837	19.3

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度に比べ1,878百万円増加し、10,019百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動による資金の増加は、1,572百万円（前期は552百万円の減少）となりました。その主な増加要因としましては、未払金の増加1,861百万円、預り金の増加442百万円、税金等調整前当期純利益の計上による増加421百万円、減少要因としましては、法人税等の支払額1,641百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動による資金の減少は、583百万円（前期は689百万円の減少）となりました。その主な減少要因としましては、投資有価証券の取得による支出298百万円、無形固定資産の取得による支出161百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動による資金の増加は、671百万円（前期は904百万円の減少）となりました。その主な増加要因としましては、短期借入金による収入1,950百万円、減少要因としましては、自己株式の取得による支出969百万円であります。

（生産、受注及び販売の状況）

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社グループは、Eコマース事業におけるエンターテインメント部門において受注販売を行っておりますが、当該事業は多品種の商品をユーザーからの受注の都度仕入を行い販売していることから、受注から売上計上までの期間が極めて短期間のため記載を省略しております。

(3) 商品仕入実績

当連結会計年度における商品仕入実績を事業のセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称		当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	前年同期比(%)
Eコマース	事業(百万円)	11,508	16.5
	グローバルコマース		
	バリューサイクル	10,419	20.5
	エンターテインメント	1,089	11.4
インキュベーション	事業(百万円)	23	204.5
合計		11,532	16.7

(4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業のセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称		当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	前年同期比(%)
Eコマース	事業(百万円)	29,022	19.3
	グローバルコマース	10,028	21.2
	バリューサイクル	14,869	25.2
	エンターテインメント	4,124	0.9
インキュベーション	事業(百万円)	823	19.6
その他	(百万円)		
合計		29,846	19.3

(注) 販売実績にはセグメント間の内部売上高は含まれておりません。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりです。

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められた会計基準に基づき作成されております。また、連結財務諸表を作成するにあたり、過去の実績や状況を踏まえた合理的な判断を基礎とし、重要な判断や見積りを行っております。これらの判断や見積りは、特有の不確実性を伴うため、実際の結果と異なることがあり、結果として連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。重要な会計方針については「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 . 会計方針に関する事項」をご参照ください。

有価証券の減損処理

当社グループは、子会社株式及び関連会社株式を保有しており、評価方法として移動平均法による原価法を適用しております。なお、市況悪化または投資先の業績不振により、実質価額が著しく低下した場合は、相当の減額を行い、評価差額の計上をしております。また、保有している投資有価証券については、投資先の財政状態、経営成績により価額変動のリスクを負っております。投資先の財政状態、経営成績が下落した場合等には、評価損を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性

当社グループは、繰延税金資産について、タックス・プランニング等に基づき将来の回収可能性を検討し、回収可能額を計上しております。回収可能性の検討には判断や見積りを伴い、将来における市場動向やその他の要因により実際の結果と異なった場合には、連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

売上高及び営業利益の状況

Eコマース事業におけるグローバルコマースおよびバリューサイクルが好調に推移したことにより、売上高は29,846百万円、営業利益は328百万円となりました。

経常利益の状況

為替差益180百万円等の営業外収益を計上した一方で、持分法による投資損失287百万円等の営業外費用を計上したことにより、212百万円の経常利益となりました。

税金等調整前当期純利益の状況

持分変動益129百万円の特別利益を計上したことなどにより、税金等調整前当期純利益は421百万円となりました。

(3) 財政状態の分析

資産

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末と比べ12,112百万円増加し、33,909百万円となりました。

内訳といたしましては、流動資産合計が29,713百万円となり、前連結会計年度末と比べ11,716百万円の増加となりました。その主な要因は、営業投資有価証券8,689百万円（投資先の上場による増加が8,333百万円）、その他に含まれる未収還付法人税等766百万円、現金及び預金1,781百万円の増加であります。

また、固定資産合計は、4,196百万円となり、前連結会計年度末と比べ396百万円の増加となりました。その主な要因は、投資有価証券405百万円の増加、繰延税金資産180百万円の減少であります。

負債

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末と比べ5,506百万円増加し、15,908百万円となりました。

内訳といたしましては、流動負債合計が13,415百万円となり、前連結会計年度末と比べ4,948百万円の増加となりました。その主な要因は、短期借入金1,950百万円、未払金1,870百万円、預り金867百万円の増加、未払法人税等657百万円の減少であります。

また、固定負債合計は、2,493百万円となり、前連結会計年度末と比べ558百万円の増加となりました。その主な要因は、繰延税金負債1,210百万円（投資先の上場による増加が1,452百万円）の増加、長期借入金689百万円の減少であります。

純資産

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末と比べ6,605百万円増加し、18,001百万円となりました。その主な要因は、有価証券評価差額金6,845百万円（投資先の上場による増加が6,865百万円）、為替換算調整勘定949百万円の増加、自己株式が730百万円増加したことによる減少であります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について
 詳細は「2. 事業等のリスク」をご参照ください。

(5) 資本財源及び資金の流動性について

当社グループの運転資金需要の主なものは、バリューサイクル部門における商品買取やインキュベーション事業における営業投資有価証券の取得等の棚卸資産の取得資金のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用等であります。また企業買収等で資金が必要となる場合があります。

これらの運転資金につきましては、主に手持資金で賄っておりますが、手元資金に不足が生じた場合には、銀行借入等の資金使途に応じた外部からの資金調達を行っております。

当社グループのキャッシュ・フロー指標のトレンドは下記のとおりであります。

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期(当期)
決算年月	2018年9月期	2019年9月期	2020年9月期	2021年9月期	2022年9月期
自己資本比率(%)	52.4	45.3	48.3	51.7	52.5
時価ベースの自己資本比率(%)	148.7	79.1	98.5	185.4	84.8
債務償還年数(年)	-	-	0.6	-	3.5
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	-	-	554.9	-	92.9

自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

債務償還年数：有利子負債 / 営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー / 利払い

(注) 1. いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

2. 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

3. 有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。

4. 第19期、第20期及び第22期の債務償還年数及びインタレスト・カバレッジ・レシオは、営業キャッシュ・フローがマイナスのため記載しておりません。

なお、当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は、「第2 事業の状況 3. 経営者による財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の今後の方針について

当社グループは、ITとインターネットをベースにグローバル領域において新しい市場を創造するためにプラットフォームを生み出し続ける「グローバルプラットフォーマー」を目指しております。

世界中の素晴らしい商品やコンテンツをグローバルに流通させ世界中の消費者に届けるために、国内外のマーケットプレイスを繋げるとともに、日本の素晴らしい商品やコンテンツをアジアの国々をはじめ世界に流通させるグローバルコマースの構築を推進し企業価値の増大を図って参ります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は319百万円で、主にインキュベーション事業におけるシステム投資によるものであります。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2022年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(単位:百万円)				従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都品川区)	全社、 インキュベーション事業	システム機器及び業務施設等	9	24	7	42	77(7)
合計			9	24	7	42	77(7)

- (注) 1. 建物は、パーティション等の建物付属設備であります。
 2. 現在休止中の設備はありません。
 3. 従業員数は就業人員数を記載しており、臨時従業員数は()内に1日8時間換算による月平均人員数を外数で記載しております。
 4. 本社については建物を賃借しており、年間賃借料は149百万円であります。

(2) 国内子会社

2022年9月30日現在

会社名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(単位:百万円)				従業員数 (名)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
tenso(株) (東京都品川区)	Eコマース事業 グローバルコマース	システム機器及び業務施設等	5	9	40	55	57(43)
(株)デファクトスタンダード (東京都大田区)	Eコマース事業 バリューサイクル	システム機器及び業務施設等	293	22	43	359	102(221)
合計			298	32	83	414	159(264)

- (注) 1. 建物及び構築物は、パーティション等の建物付属設備であります。
 2. 現在休止中の設備はありません。
 3. 従業員数は就業人員数を記載しており、臨時従業員数は()内に1日8時間換算による月平均人員数を外数で記載しております。
 4. (株)デファクトスタンダードにおいて建物を賃借しており、年間賃借料は305百万円であります。

(3) 在外子会社

特記すべき事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	45,000,000
計	45,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年12月16日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,335,995	13,335,995	東京証券取引所 (プライム市場)	単元株式数は100株であり ます。
計	13,335,995	13,335,995		

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2022年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2018年3月15日取締役会(第11回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 26 子会社従業員 104
新株予約権の数(個)	361 [357]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 36,100 [35,700] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,737 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2020年4月1日 至 2028年3月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,737 資本組入額 869
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2022年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権に係る行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の発行要項に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の発行要項に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の発行要項に定める増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権の発行要項に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

決議年月日	2020年2月6日取締役会（第12回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社執行役員 5 当社従業員 1 子会社取締役 8 子会社執行役員 5
新株予約権の数（個）	10,025
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 1,002,500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,071（注）2
新株予約権の行使期間	自 2020年2月25日 至 2030年2月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,071 資本組入額 535.5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

当事業年度の末日（2022年9月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年11月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2．本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行行使価額の調整を行うことができるものとする。

3．本新株予約権に係わる行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた

事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4 . 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 4 . (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の発行要項に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の発行要項に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の発行要項に定める増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 3 に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権の発行要項に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

5 . 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき100円で有償発行しております。

決議年月日	2020年2月6日取締役会（第13回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 32 子会社従業員 235
新株予約権の数（個）	2,275 [2,148]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 227,500 [214,800] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,071 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2022年2月7日 至 2030年2月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,071 資本組入額 535.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日（2022年9月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年11月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権に係わる行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式

移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 4 . (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の発行要項に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の発行要項に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の発行要項に定める増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 3 に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
本新株予約権の発行要項に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

決議年月日	2021年 5月27日取締役会（第14回新株予約権）
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 11 子会社従業員 85
新株予約権の数（個）	462 [450]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 46,200 [45,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,730 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2023年 5月28日 至 2031年 5月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,730 資本組入額 1,865
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日（2022年 9月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年11月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 . 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ

行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権に係わる行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の発行要項に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の発行要項に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の発行要項に定める増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件
 上記3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 本新株予約権の発行要項に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

決議年月日	2022年8月4日取締役会(第15回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 68 子会社従業員 252
新株予約権の数(個)	3,690 [3,652]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 36,900 [36,520] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,526 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2024年8月5日 至 2032年8月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,526 資本組入額 1,263
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2022年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式10株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権に係わる行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役ま

たは従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある
と取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過す
ることとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式
移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発
生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げ
る株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付す
ることとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、
新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合
に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 1 に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案
のうえ、上記 2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 4 . (3) に
従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の発行要項に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか
遅い日から本新株予約権の発行要項に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事
項

本新株予約権の発行要項に定める増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定す
る。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するもの
とする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 3 に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権の発行要項に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年11月24日 (注) 1		12,332,600		2,775	15	498
2018年11月22日 (注) 1		12,332,600		2,775	15	514
2020年1月14日 (注) 2	1,003,395	13,335,995		2,775	1,300	1,814

(注) 1. 資本剰余金を原資とする剰余金の配当に伴う積立による増加であります。

2. 当社を株式交換完全親会社、当社の連結子会社である株式会社デファクトスタンダードを株式交換完全子会社とする株式交換(交換比率1:0.29)による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2022年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		12	28	33	94	19	3,557	3,743	
所有株式数 (単元)		31,968	3,097	5,602	49,706	95	42,584	133,052	30,795
所有株式数 の割合(%)		24.0	2.3	4.2	37.4	0.1	32.0	100.00	

(注) 自己株式945,074株は「個人その他」に9,450単元、「単元未満株式の状況」に74株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,575,500	12.71
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,463,400	11.81
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区六本木6丁目10番1号)	1,183,553	9.55
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10番1号)	694,472	5.60
佐藤輝英	Singapore	426,200	3.44
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目13番1号)	368,000	2.97
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 イントラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (東京都千代田区霞が関3丁目2番5号)	287,406	2.32
株式会社デジタルガレージ	東京都渋谷区恵比寿南3丁目5番7号	266,600	2.15
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	257,500	2.08
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2丁目4番2号	251,900	2.03
計	-	6,774,531	54.66

(注) 1. 上記のほかに、当社が保有する自己株式が945,074株あります。

2. 2020年11月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC) 及び野村アセットマネジメント株式会社が2020年10月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	70,916	0.53
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	-3,500	-0.03
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	351,300	2.62

3. 2022年6月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、グランジャー・ピーク・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー (Grandeur Peak Global Advisors, LLC) が2022年6月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
--------	----	----------------------	------------

グランジャー・ピーク・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー (Grandeur Peak Global Advisors, LLC)	136 South Main Street, Suite 720, Salt Lake City, Utah 84101, U.S.A.	672,200	5.04
---	--	---------	------

4. 2022年8月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、エーシージー・マネジメント・プライベート・リミテッド(ACG Management Pte. Ltd.)が2022年8月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
エーシージー・マネジメント・プライベート・リミテッド (ACG Management Pte. Ltd.)	111 Somerset Road, #06-19 TripleOne Somerset, Singapore	919,900	6.90

5. 2022年9月26日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社が2022年9月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	1,082,200	8.11

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 945,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,360,200	123,602	
単元未満株式	普通株式 30,795		
発行済株式総数	13,335,995		
総株主の議決権		123,602	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、信託が信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)として保有する当社株式58,800株(議決権の数588個)が含まれております。

【自己株式等】

2022年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) BEENOS株式会社	東京都品川区北品川 四丁目7番35号	945,000		945,000	7.09
計		945,000		945,000	7.09

(注) 信託が信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)として保有する当社株式58,800株は、上記の株式数に含めておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

(従業員株式所有制度)

イ. 従業員株式所有制度(信託型従業員持株インセンティブ・プラン)の概要

当社は、従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、2021年2月18日開催の取締役会決議に基づき、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」といいます。)を導入しております。本プランは、「BEENOS 従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「BEENOS 従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、その設定後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

ロ. 持株会に取得させる予定の株式の総数

109,900株

ハ. 従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

持株会の会員または会員であった者のうち、受益者適格要件を満たす者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2021年11月29日)での決議状況 (取得期間2021年11月30日~2022年1月31日)	200,000	500,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	199,700	499,833,900
残存決議株式の総数及び価額の総額	300	166,100
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	0.15	0.03
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	0.15	0.03

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2022年2月10日)での決議状況 (取得期間2022年2月10日~2022年4月28日)	300,000	500,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	300,000	472,374,102
残存決議株式の総数及び価額の総額		27,625,898
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		5.53
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		5.53

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	139	344,907
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(譲渡制限付株式報酬制度による自己株式の処分)	35,400	79,072,545		
その他				
その他(ストック・オプションの権利行使)	10,000	20,505,490	4,000	8,084,554
保有自己株式数	945,074		941,074	

- (注) 1. 当期間における保有自己株式には、2022年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。
2. 上記の保有自己株式数には、信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)として保有する株式数58,800株を含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、配当を通じた株主への利益還元を重要な経営課題と位置付けており、事業基盤の拡大と財務基盤の充実を進め、業績の変動に大きく影響されることなく長期的に安定した配当を継続することを基本としております。

当社の事業は大きくEコマース事業とインキュベーション事業に分かれておりますが、インキュベーション事業には投資育成事業が含まれており営業投資有価証券の売却機会の多寡により大きく利益が変動いたします。そのため、Eコマース事業の利益をベースに配当として還元し、インキュベーション事業の利益については、株価水準等に鑑みて自己株式の取得等による株主還元に充当していく方針であります。

当期の配当金につきましては、連結業績、財務の健全化ならびに将来の事業展開のための内部留保等を総合的に勘案した結果、前期の配当金から同額となる1株当たり25円といたしました。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨定款に定めております。

また、当社は連結配当規制適用会社であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2022年11月24日 取締役会決議	309	25

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、継続的な成長、企業価値の増大を図るため、経営意思決定の迅速化、適時情報開示等による経営の透明性の確保、経営の監督機能の強化等、コーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識し、体制の強化に努めております。さらに、高い倫理観に基づき、法令及び社会規範に沿った事業活動を行なうためリスクマネジメント室及びコンプライアンス委員会を設置しております。

企業統治の体制

当社は、2015年12月10日開催の第16期定時株主総会決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。

・取締役会

取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名（うち社外取締役1名）及び監査等委員である取締役4名（うち社外取締役4名）により構成されており、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会も開催しております。独立性を保持した監査等委員（社外取締役）の出席の下、取締役の職務執行状況の監視を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を決議し、業務執行についての意思決定を行っております。

代表取締役社長は取締役会の議長であり取締役会を統括するとともに、取締役会の決議を執行し、当社の業務全般を統括しております。

取締役会の構成員につきましては、「(2) 役員の状況 1. 役員の一覧」に記載のとおりであります。

また、取締役会は、毎年、自己評価の方法により、取締役会の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示しております。

・監査等委員会

監査等委員会は、全員が社外取締役である監査等委員4名(うち常勤監査等委員1名)で構成されており、毎月1回監査等委員会を開催し、事業環境の状況把握及び意思決定のプロセス等について経営監視の役割を担っており、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるように努めております。

監査等委員会の構成員につきましては、「(2) 役員の状況 1. 役員の一覧」に記載のとおりであります。

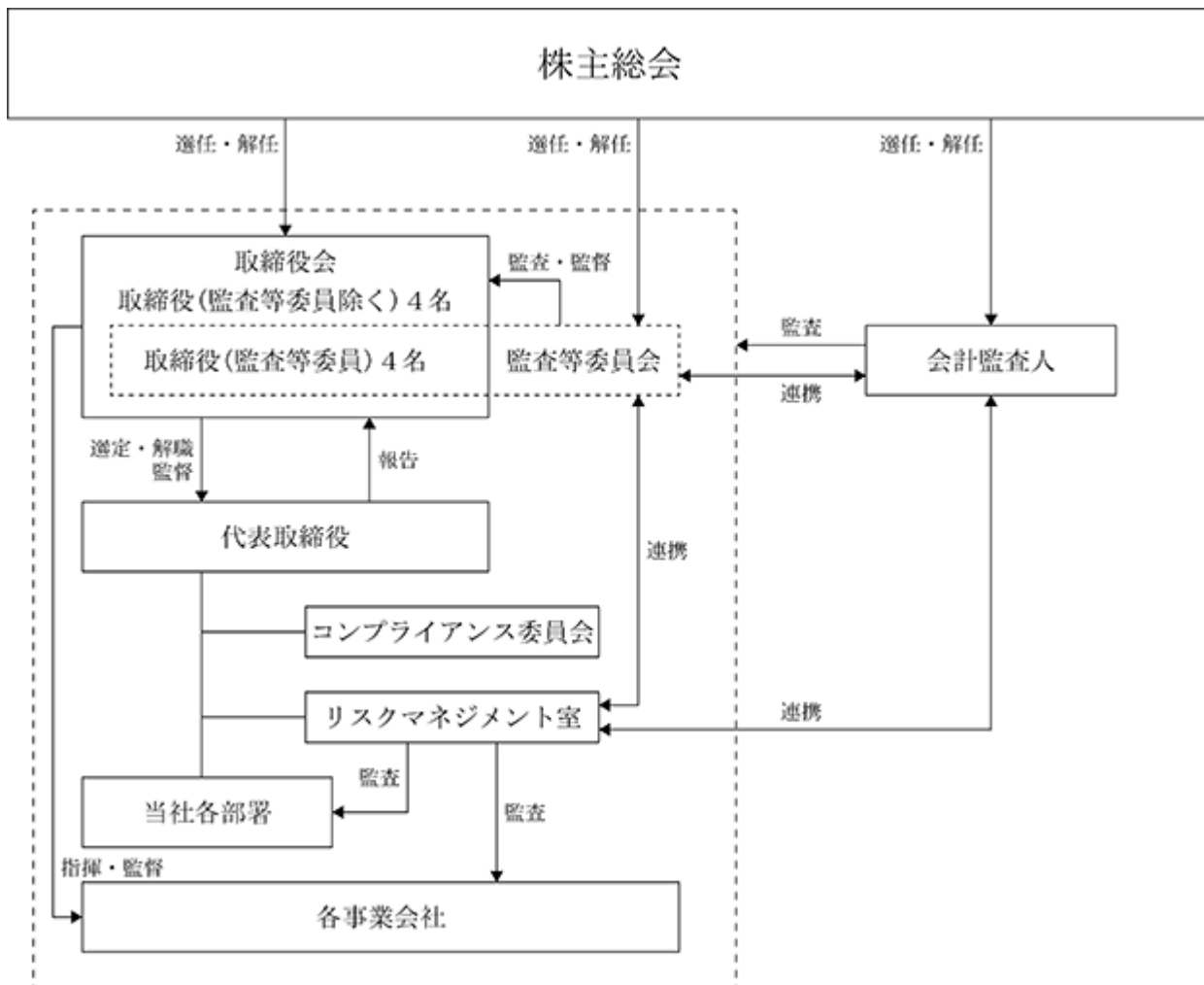
・ボードメンバーミーティング（経営会議）

当社は、業務執行取締役及び常務執行役員によるボードメンバーミーティング（経営会議）を毎週開催しております。これにより、日常の業務執行の確認や意思決定の迅速化をはかり、企業価値の向上を目指しております。

・会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、金融商品取引法および会社法に基づく監査を受けており、必要に応じて適宜適切な監査が実施されております。

当社の機関及び内部統制の関係は、以下のとおりであります。



企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社であり、全員が社外取締役である監査等委員を経営の意思決定機能を持つ取締役会の構成員とすることで、経営への監視機能を強化しております。

また、当該社外取締役である監査等委員は、独立役員として指定されており、会社の業務執行が経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているか監査できる立場を保持しております。

これにより、十分な経営の監査・監督機能を確保し、適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能かつ有効に発揮できるものと判断し、上記体制を採用しております。

その他企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は、当社及び当社子会社の取締役の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための必要な体制を整備し、適切に運用していくことが経営の重要な責務であると認識し、内部統制システムの整備に取り組んでまいります。

基本方針及び整備の状況は次のとおりであります。

() 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、「コンプライアンスルール」に基づいて、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令並びに定款及び社内諸ルールを遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものいたします。また、コンプライアンス委員会を設置し、法令並びに定款違反、社内諸ルール上疑義のある行為等についてその情報を直接提供することができる内部通報制度を整備するものいたします。

() 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社子会社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し、反社会的勢力からの不当要求に対しては屈せず、反社会的勢力から経営活動の妨害や被害、誹謗中傷などの攻撃を受けた場合の対応を法務室で一括管理する体制を整備し、警察等関連機関と連携し、組織全体で毅然とした対応をいたします。

() 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、「文書取扱ルール」に定められた期間、保存・管理するものいたします。なお、当社取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

() 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社の危機管理体制については、「リスク管理ルール」に基づいて、当社管理部門を管掌する取締役を全体のリスクの総括管理担当役員とし、当社リスクマネジメント室を責任部署といたします。また、リスクマネジメント室は、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、定期的に取り締り会に対してリスク管理に関する事項を報告するものいたします。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定するものいたします。

なお、当社子会社においても、その規模及び特性等を踏まえ、当社の社内ルールその他の体制に準じた規程・ルール等を制定し、損失の危機等の管理に係る体制を整備します。

() 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的に共有する事業計画を定め、各担当取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとし、その達成に向けて月次で予算管理を行う他、主要な指標については、随時進捗管理を行うものいたします。

定時取締役会については、月1回開催し、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行うものいたします。また、「職務権限ルール」により定められた決裁事項を機動的に意思決定するための権限委譲を行っております。

また、子会社取締役等の職務執行の効率性を確保するための体制として、当社は、子会社各社に取締役及び監査役を派遣し、当社及び子会社各社の取締役会で承認された中期利益計画、年度予算等の達成に向けて、月次で進捗管理を行うものいたします。その他重要な情報についても子会社各社の取締役会にて報告を受けることとしております。

() 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社各社に取締役及び監査役を派遣し、子会社取締役の職務執行の監督を行うものいたします。

当社の関係会社管理担当部門に子会社管理を集約し、「関係会社管理ルール」に基づいて、一定の重要事項に

関しては、当社の取締役会に対して、事前に報告することを義務づけ、そのうち一定の事項に関しては取締役会の付議事項としております。リスクマネジメント室は、子会社のリスク管理及び法令遵守体制を構築するため、「内部監査ルール」に基づき、内部監査を実施するものいたします。

()財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため内部統制システムを構築いたします。また、リスクマネジメント室は、内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行います。

()監査等委員の職務を補助すべき使用人(以下、「補助使用人」という。)に関する事項、並びに補助使用人の監査等委員以外の当社取締役からの独立性に関する事項及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員の職務の執行に必要な補助すべき特定の補助使用人の配置が必要な場合、監査等委員はそれを指定できるものとしており、当社は、監査等委員会との協議のうえ、人選し配置するものいたします。

補助使用人に指定された従業員は、監査等委員以外の取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものいたします。また、当該補助使用人の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査等委員の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものいたします。

()当社及び当社子会社の取締役及び従業員が当社の監査等委員に報告するための体制

常勤監査等委員は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧するものいたします。また、当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、重大な法令違反等並びに当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員に報告するものとし、監査等委員は必要に応じていつでも当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し報告を求めることができるものいたします。

常勤監査等委員は、主要な子会社の監査役を兼務することにより、子会社の取締役、その他の監査役及び従業員、またはこれらの者から報告を受けた者から上記の事項につき報告を受ける体制をより確実なものにしております。常勤監査等委員は、報告を受けた上記の各事項に関して、毎月開催する監査等委員会において、非常勤の監査等委員に共有しております。

当社及び当社子会社は、これらの報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に周知徹底しております。

()その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査等委員が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員がいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができるとともに、監査等委員の社内の重要な会議への出席を拒まないものいたします。また、監査等委員は、会計監査人、リスクマネジメント室と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて法律顧問と意見交換等を実施できるものいたします。

()監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求を受けたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものいたします。

・提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は持株会社として、関係会社管理ルール、内部監査ルール等の諸規程・ルールに基づきグループ各社を管理するとともに、当社の取締役がグループ各社の取締役等を、監査等委員である取締役が監査役を兼任すること等を通じて、グループ各社の重要事項、業務執行の報告及び月次決算書類その他グループ各社の経営内容を定期的・継続的に把握できる体制を整備しております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社グループは、業務執行に関し、業績、災害等の状況が取締役会等を通じて適切かつタイムリーに経営陣に報告される体制を整備し、当社の業績に影響を与えるようなリスクの早期発見及び影響の極小化を図っております。特にコンプライアンスに関するリスクについては、コンプライアンスルールに基づき、当社及び当社子会社のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策を立案し実施しております。

具体的な取組としては、当社及び当社子会社の役職員に対する入社時のコンプライアンス研修に加え、当社及び当社子会社の役員向けの研修の開催等を実施しております。また、内部監査、監査等委員監査も監査時に業務

上のリスク発見に努めており、監査指摘事項の改善を通してリスクの極小化を図り、リスク顕在化の未然防止につなげております。

・取締役の定数

当社の取締役の定数は14名以内、うち監査等委員である取締役の定数は4名以内とする旨を定款に定めております。

・取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

・責任限定契約

また、当社と各社外取締役との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

・自己株式取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

・剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることとする旨を定款に定めております。これは、資本政策及び配当政策等を機動的に行えるようにするためであります。

・株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役員社長(代表取締役) グループ CEO、グローバルコマース Division 担当、インキュベーション Division 担当	直井 聖太	1980年12月25日生	2005年4月 株式会社ベンチャーリンク入社 2008年9月 当社入社 2009年10月 tenso株式会社執行役員就任 2012年5月 同社代表取締役就任(現任) 2012年10月 TENSOU UK LTD Director就任(現任) 2013年12月 当社取締役就任 2014年12月 当社代表取締役社長兼グループCEO就任 2015年2月 BEENOS Asia Pte. Ltd. Director就任(現任) 2015年4月 株式会社ショップエアライン取締役就任 2015年5月 モノセンス株式会社取締役就任 2015年11月 台湾転送股份有限公司董事長就任(現任) 2017年10月 BeeCruise株式会社代表取締役就任(現任) 2018年8月 メトロエンジン株式会社取締役就任(現任) 2018年11月 tenso Hong Kong Limited Director就任(現任) 2019年3月 FASBEE株式会社取締役就任 2019年12月 株式会社ショップエアライン取締役会長就任(現任) モノセンス株式会社取締役会長就任(現任) BEENOS Travel株式会社取締役就任 株式会社デファクトスタンダード取締役会長就任(現任) 2020年1月 BEENOS Travel株式会社取締役会長就任(現任) 2020年2月 BEENOS Entertainment株式会社取締役就任 2020年3月 BEENOS Entertainment株式会社取締役会長就任(現任) 2020年6月 必諾希亞太行銷股份有限公司董事就任(現任) 2020年8月 必諾希電子商務(上海)有限公司董事就任(現任) 2020年10月 当社執行役員社長(代表取締役)兼グループCEO就任(現任) 2020年12月 JOYLAB株式会社取締役会長就任(現任) BEENOS HR Link株式会社取締役会長就任(現任) FASBEE株式会社取締役会長就任(現任) BeenoStorm株式会社取締役会長就任(現任)	(注) 3	94,800
執行役員副社長(代表取締役) グループ CFO、コーポレート担当	中村 浩二	1968年1月20日生	1990年4月 野村證券株式会社入社 1996年12月 株式会社ハイパーネット入社 1999年9月 キャピタルドットコム株式会社入社 2001年5月 株式会社コーポレートチューン設立 代表取締役就任 2003年12月 当社監査役就任 2006年10月 当社執行役員最高財務責任者兼経営管理本部長就任 2007年12月 当社常務取締役兼CFO就任 2008年9月 株式会社デファクトスタンダード取締役就任 2011年12月 tenso株式会社取締役就任(現任) 2012年2月 当社代表取締役副社長兼グループCFO就任 2012年9月 モノセンス株式会社取締役就任(現任) 2013年1月 BEENOS Asia Pte. Ltd. Director就任(現任) 2014年4月 株式会社ショップエアライン取締役就任(現任) 2015年4月 株式会社BEENOS Partners代表取締役就任(現任) 2015年11月 台湾転送股份有限公司董事就任 2017年10月 BeeCruise株式会社取締役就任 2018年3月 JOYLAB株式会社代表取締役就任 2018年8月 メトロエンジン株式会社監査役就任(現任) 2019年3月 FASBEE株式会社取締役就任(現任) 2020年10月 当社執行役員副社長(代表取締役)兼グループCFO就任(現任) 2021年12月 JOYLAB株式会社取締役就任(現任)	(注) 3	144,900

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役員(取締役) パリュースサイクル Division 担当	仙頭 健一	1979年7月4日生	2002年4月 富士通サポートアンドサービス株式会社(現 株式会社富士通エフサス)入社 2006年3月 当社入社 2012年2月 モノセンス株式会社代表取締役就任 2014年12月 当社取締役就任(現任) 2016年12月 株式会社SWATi代表取締役就任 2017年10月 BeeCruise株式会社取締役就任 2019年12月 株式会社デファクトスタンダード代表取締役就任(現任) 2020年10月 当社常務執行役員就任(現任) 2020年12月 JOYLAB株式会社取締役就任(現任) 2022年2月 BeenoStorm株式会社取締役就任(現任)	(注)3	39,300
取締役	西 直史	1979年12月18日生	2004年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社 2007年5月 ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャパン・LLC入社 2014年7月 株式会社マクロミル執行役就任 2017年9月 株式会社マクロミル取締役(監査委員)就任(現任) 2018年3月 株式会社ADKホールディングス社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2019年8月 株式会社Works Human Intelligence社外取締役(現任) 2019年9月 株式会社マクロミル指名委員(現任) エンバーポイント株式会社社外取締役就任 2020年9月 株式会社マクロミル報酬委員就任(現任) 2020年11月 ヘイ株式会社(現 STORES株式会社)社外取締役就任(現任) 2020年12月 当社社外取締役就任(現任) 2021年1月 ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャパン・LLC マネージングディレクター(現任) 2021年3月 株式会社BCJ-36(現 株式会社WHI Holdings)社外取締役監査等委員(現任) 2021年6月 株式会社With社外取締役(現任) 2021年7月 株式会社イグニス社外取締役(現任) 2021年12月 日本セーフティー株式会社社外取締役(現任) 2022年2月 株式会社リンクウェル社外取締役(現任) 2022年10月 株式会社トライステージ社外取締役(現任)	(注)3	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	上保 康和	1956年12月18日生	1979年4月 株式会社ダイエー入社 2005年5月 同社財務本部長兼IR広報本部長 2006年12月 当社監査役就任 2007年4月 株式会社ショッピングエアライン監査役就任(現任) 2007年7月 株式会社デファクトスタンダード監査役就任 2008年7月 tenso株式会社監査役就任(現任) 2012年2月 モノセンス株式会社監査役就任(現任) 2015年11月 台湾転送股份有限公司監事就任(現任) 2015年12月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 2017年10月 BeeCruise株式会社監査役就任 2018年3月 JOYLAB株式会社監査役就任(現任) 2019年12月 BEENOS Travel株式会社監査役就任(現任) 2020年2月 BEENOS Entertainment株式会社監査役就任(現任) 2020年6月 必諾希亞太行銷股份有限公司監事就任(現任) 2020年8月 必諾希電子商務(上海)有限公司監事就任(現任)	(注)4	4,000
取締役 (監査等委員)	近藤 希望	1974年10月12日生	1995年8月 タック株式会社入社 1996年9月 近藤会計士補事務所(現近藤公認会計士事務所)開設 1999年3月 株式会社クドウ建設取締役就任 1999年3月 公認会計士登録 1999年8月 株式会社ビジネストラスト入社 2000年12月 株式会社ジオンコンサルティング代表取締役就任(現任) 2000年12月 当社監査役就任 2015年12月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 2019年6月 株式会社ソフィアホールディングス監査役就任(現任)	(注)4	10,300
取締役 (監査等委員)	高橋 由人	1940年3月9日生	1962年4月 野村證券株式会社入社 1985年12月 株式会社野村総合研究所取締役就任 1989年6月 同社常務取締役就任 1991年6月 同社専務取締役就任 1994年6月 同社取締役副社長就任 1996年6月 株式会社野村総合研究所顧問就任 財団法人野村マネジメントスクール学長就任 2000年7月 株式会社エグゼクティブ・パートナーズ顧問(現任) 2000年7月 日本製薬工業協会医薬産業政策研究所所長就任 2000年10月 当社監査役就任 2007年8月 株式会社セレス監査役就任 2015年12月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 2018年10月 株式会社東京通信監査役就任 2021年3月 株式会社セレス取締役(監査等委員)就任(現任) 2022年2月 株式会社東京通信取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	6,100
取締役 (監査等委員)	大澤 玄	1979年10月14日生	2005年10月 弁護士登録 2005年10月 森・濱田松本法律事務所 2010年2月 伊藤忠商事株式会社 2016年6月 ルネサスエレクトロニクス株式会社 法務統括部長 2019年1月 三浦法律事務所 パートナー就任(現任) 2019年3月 株式会社ALBERT社外監査役就任(現任) 2022年12月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	
計					299,400

(注)1. 取締役西直史は、社外取締役であります。

2. 取締役上保康和、近藤希望、高橋由人、大澤玄は、社外取締役であります。

3. 監査等委員以外の取締役の任期は、2023年9月に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 監査等委員である取締役の任期は、2023年9月に係る定時株主総会の終結の時までであります。

5. 当社は、監査等委員会設置会社であります。

6. 当社では経営環境の変化への迅速な対応と組織の活性化を図るために、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

役名及び職名	氏名
常務執行役員 エンターテインメントDivision担当	玉 谷 芳 和
常務執行役員 グローバルコマースDivision副担当	佐 藤 星
常務執行役員 CBO、IR室長、投資戦略室長、サステナビリティ推進担当執行役員	笠 松 太 洋
執行役員 CHRO、社長室長	宮 坂 英 三
執行役員 CFO、経営企画室長	松 田 久 典
執行役員 CRM、リスクマネジメント室長	大 槻 崇
執行役員 CLAO、法務室長	亀 井 勇 人
執行役員 CTO、テクノロジー推進室長	漆 原 明 尚
執行役員 CSO、事業戦略推進室長	三 浦 敦 佑
執行役員 CCO、コーポレートコミュニケーション室長	堀 友 絵 梨

(社外取締役に関する事項)

- A) 社外取締役の員数並びに提出会社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係

当社の社外取締役上保康和氏、近藤希望氏、高橋由人氏、大澤玄氏(4 名) は、監査等委員であります。

当社が選任している社外取締役につきましては、当社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係がなく独立性が確保されていることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

社外取締役である西直史氏は、(株)マクロミルの取締役、(株)ADKホールディングスの社外取締役及びヘイ(株)(現 STORES(株))の社外取締役を、社外取締役である近藤希望氏は、(株)ジオンコンサルティングの代表取締役及び(株)ソフィアホールディングスの監査役を、社外取締役である高橋由人氏は、(株)エグゼクティブ・パートナーズの顧問、(株)セレスの取締役(監査等委員)及び(株)東京通信の取締役(監査等委員)を、また、社外取締役である大澤玄氏は、三浦法律事務所 パートナー、(株)ALBERT社外監査役をそれぞれ兼務しておりますが、いずれも当社との間に取引関係はありません。

- B) 社外取締役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は豊富な経営経験等それぞれの職務経験等を通じて培われた幅広い見識、高度な専門知識等に基づき、客観性、中立性ある助言及び業務執行に対する監督、取締役の職務執行全般に対する監査等を担っております。

- C) 社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針

当社は、社外取締役の選任に際しては、当社にて規定する独立性に関する基準又は方針及び株式会社東京証券取引所の規定する独立性基準を踏まえつつ、経歴、当社との関係及び資質を総合的に勘案のうえ、経営からの十分な独立性を有し、社外取締役としての職務を遂行できる知識、経験及び見識を有していると判断できることを前提としております。なお、当社は、社外取締役 5 名を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名により構成され、4名全員が社外取締役であります。また、監査等委員4名のうち1名は常勤監査等委員であります。上保康和氏は主に財務における経験・知識に基づき取締役の職務執行を監査し、近藤希望氏は公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する専門的な立場で、高橋由人氏は主に企業経営に置ける経験・知識に基づき、大澤玄氏は弁護士の資格を有しており企業法務に関する専門的な立場で、それぞれ経営の監視機能を担っております。

(当事業年度の状況)

当事業年度において、監査等委員会は13回開催され、3名の監査等委員はすべて出席いたしました。

監査等委員会においては、監査計画を策定し、常勤監査等委員の監査状況及び結果について報告、意見交換を行い、監査報告書の作成、会計監査人の再任・不再任、選解任に関する事項、監査等委員である取締役以外の取締役の選解任、報酬等に対する意見の決定等について検討しております。

当事業年度は、財務報告の適正性を確保するための体制の構築・運用状況の監査を重点監査項目として、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会等重要な会議に出席し、重要な決裁書類を閲覧し、本社において業務及び財産の状況の調査を行い、取締役及び使用人等から内部統制システムの構築・運用の状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、子会社の取締役・監査役等との意思疎通及び情報の交換を図っております。

さらに、会計監査人から監査計画、監査方法及び結果の報告、説明を受けるとともに、会計監査報告への「監査上の主要な検討事項(KAM)」記載について協議するなど、それぞれが得た相互に有用な情報の交換を行い、有効かつ効率的な会計監査及び内部統制監査の遂行に向けて定期的に意見交換をしております。

尚、当事業年度中における新型コロナウイルスの感染拡大の影響に関しては、監査等委員による情報収集や調査をはじめとする監査が阻害される事例は認められず、計画に従った監査業務が実施されております。

内部監査の状況

リスクマネジメント室(4名)は、コンプライアンス体制の構築・維持に関する代表取締役直轄の責任部署であり、内部監査担当部署として、「内部監査ルール」に基づき、グループ会社を含む各部署の業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等についての監査を行い、代表取締役に報告しております。また、定期的に取締役会に対しても活動報告を行い、内部監査結果及び是正状況については、監査等委員である取締役に報告し、意見交換を行っております。

会計監査の状況

a. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

5年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 齋藤哲
指定有限責任社員 業務執行社員 石倉毅典

d. 監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 9名 その他 22名(システム担当者7名含む。)

e. 監査法人の選定方針と理由

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の執行状況等を総合的に勘案し、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、当社は、太陽有限責任監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別の利害関係はなく、また、同監査法人は、業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置を取っております。また、当社は、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、株主及び投資家にとって有用な会計情報を提供するための会計処理方法、開示方法の相談等、不断の情報交換を心がけております。

f. 監査等委員会による会計監査人の評価

当社の監査等委員会は、同委員会が定める「会計監査人の評価及び選定基準」に基づき、監査法人の品質管理（ガバナンス・マネジメント、品質管理等）、監査チーム（独立性、職業的懐疑心の保持・発揮等）、監査報酬等、監査等委員とのコミュニケーション、経営者や内部監査部門とのコミュニケーション、不正リスクへの対応等の評価事項に基づき評価を行っております。当事業年度の会計監査人については、太陽有限責任監査法人に解任及び不再任に該当する事象はなく、上記評価事項の評価結果を踏まえ、再任しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	38	1	38	
連結子会社				
計	38	1	38	

(注) 当社における非監査業務の内容は、収益認識に関する会計基準への対応に伴う助言指導業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a. を除く）

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、当社及び当社連結子会社の規模・特性、監査日数等を考慮し、当社と当社監査法人と協議のうえ決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積もりの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の決定方針等

・役員報酬制度の基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、継続的な企業価値向上につながるよう、また、業務執行・経営監督の機能に応じて、当社役員が担うべき機能・役割、当社業績水準等に応じた役員の報酬等の額の決定方針を定めております。

・役員報酬構成の考え方

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の報酬については、現金による報酬と中長期的なインセンティブとしての株式報酬で構成しております。

各期の現金報酬については、基本報酬を役職、担当職務等の責任と執行の対価としての連結ベースの報酬を決定し、賞与を連結業績に連動して決定しております。

株式報酬については、中期の業績（株価）連動の報酬として譲渡制限付株式を付与しております。

報酬の種類及び報酬の種類毎の目的・概要は下図のとおりです。

報酬の種類		目的・概要
固定	固定報酬	<p>職責に応じた堅実な職務執行を促すための固定報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬水準は、前年経常利益額を基準とし、役位や役割・責務等に応じて決定する。 毎月支給する。
変動	業績連動報酬 （短期インセンティブ報酬）	<p>事業年度毎に、着実に成果を積み上げるための業績連動報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な支給額は、事業年度毎の連結経常利益額を基準とし、役位や役割・責務等に応じて決定する。 なお、基準となる連結経常利益額の金額につきましては、連結損益計算書に記載のとおりであります。 各事業年度終了後に一括して支給する。
	譲渡制限付株式報酬 （中長期インセンティブ報酬）	<p>中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進するための業績連動報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> 「基準額」は、職責等に応じて設定する。 「基準額」を、発行決議日の前日の東京証券取引所における当社株式の終値で除した株数を付与する。 付与する株式は、退任するまでの期間、譲渡等の処分を行うことのできない特定譲渡制限付株式とする。 付与する株式は、年10万株以内とする。 定時株主総会後に開催される取締役会後、一か月以内に支給する。 退任時など譲渡制限期間が満了した時点において、役務提供期間を満たしていない等の理由で譲渡制限が解除されていない株式について、当社はこれを無償で取得する。

（注）社外取締役および監査等委員である取締役の報酬については、適切にその役割を担うため、独立性を確保する必要があることから、固定の月額報酬のみとし、業績により変動する報酬はありません。

・役員報酬の限度額

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額については、年額300百万円以内（使用人兼務取締役に対する使用人部分給与を除く）であり、別枠で譲渡制限付株式報酬額として年額200百万円以内であります。また、当該限度額は2019年12月20日開催の第20回定時株主総会において決議され、決議日時点の員数は4名であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額50百万円以内であります。また、当該限度額は2015年12月10日開催の第16回定時株主総会において決議され、決議日時点の員数は3名であります。

なお、定款で定める取締役の員数は14名以内、そのうち、監査等委員である取締役の員数は4名以内であります。

・役員報酬の審議・決定プロセス

役員報酬にかかる決定機関および手続きは、当社規程「取締役ルール」にて次のとおり定めております。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、業績、役割と責任、成果等を考慮し、株主総会において決議された報酬枠の範囲内で、代表取締役社長が起案し取締役会にて決定
- ・監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において決議された報酬枠の範囲内で、監査等委員である取締役の協議にて決定

・取締役会の役割・活動内容

取締役会は、独立かつ客観的な見地から役員に対する監督を行う機関として、役員報酬内容や制度構築・改定にかかる審議・決定をしており、その内容は、「取締役ルール」として制度化されます。

当事業年度の役員報酬については、以下の通り審議・決定いたしました。

- ・2021年12月17日：2022年度役員報酬について
- ・2021年12月17日：取締役・執行役員に対する譲渡制限付株式の払込金額に相当する報酬支給決定について
- ・2022年10月27日：2022年度役員賞与（業績連動報酬）について

役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	142	88		54	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)					
社外役員	25	25			4
合計	167	113		54	8

(注) 非金銭報酬等の内容は、会社が取締役に對して交付した譲渡制限付株式報酬であります。

役員毎の連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する投資株式を純投資目的の株式、それ以外の投資株式を純投資目的以外の目的である株式として区分しております。

BEENOS Asia Pte. Ltd.における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）であるBEENOS Asia Pte. Ltd.については以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	19	2,884	20	2,614
非上場株式以外の株式	1	8,065		

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	32	2	1,162
非上場株式以外の株式			8,030

c. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

d. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

提出会社における株式の保有状況

提出会社については、以下のとおりであります。

- a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
 該当事項はありません。

- b. 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	29	1,479	28	1,352
非上場株式以外の株式	4	415	2	220

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	10	0	56
非上場株式以外の株式			302

- c. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
 該当事項はありません。
- d. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
 該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年10月1日から2022年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年10月1日から2022年9月30日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下の通り連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,770	9,551
受取手形及び売掛金	677	911
営業投資有価証券	1 4,181	1 12,870
商品	2,577	2,225
未収入金	1,049	1,257
その他	1,745	2,912
貸倒引当金	5	16
流動資産合計	17,996	29,713
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	647	730
減価償却累計額	346	394
建物及び構築物（純額）	300	335
工具、器具及び備品	201	242
減価償却累計額	149	172
工具、器具及び備品（純額）	51	69
その他	33	38
減価償却累計額	8	15
その他（純額）	24	23
有形固定資産合計	377	428
無形固定資産		
のれん	264	160
ソフトウェア	269	318
その他	1	0
無形固定資産合計	535	479
投資その他の資産		
投資有価証券	2 2,336	2 2,741
繰延税金資産	234	54
その他	316	492
投資その他の資産合計	2,887	3,287
固定資産合計	3,800	4,196
資産合計	21,797	33,909

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	233	373
短期借入金	3 1,600	3 3,550
1年内返済予定の長期借入金	300	900
未払金	3,589	5,459
預り金	1,074	1,942
未払法人税等	935	277
その他	732	911
流動負債合計	8,466	13,415
固定負債		
長期借入金	1,737	1,048
繰延税金負債	-	1,210
資産除去債務	197	212
その他	-	22
固定負債合計	1,935	2,493
負債合計	10,401	15,908
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,775	2,775
資本剰余金	3,914	3,925
利益剰余金	5,900	5,367
自己株式	1,376	2,107
株主資本合計	11,214	9,962
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	224	6,620
為替換算調整勘定	270	1,220
その他の包括利益累計額合計	45	7,841
新株予約権	135	198
純資産合計	11,395	18,001
負債純資産合計	21,797	33,909

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
売上高	25,008	29,846
売上原価	1 12,667	1 17,856
売上総利益	12,340	11,989
販売費及び一般管理費	2 10,655	2 11,661
営業利益	1,685	328
営業外収益		
受取利息	0	5
為替差益	-	180
投資事業組合運用益	24	-
助成金収入	54	4
保険解約返戻金	14	-
受取保証料	7	18
その他	53	62
営業外収益合計	154	271
営業外費用		
支払利息	14	16
持分法による投資損失	93	287
為替差損	71	-
支払手数料	4	5
投資事業組合運用損	-	7
貸倒引当金繰入額	-	11
その他	9	57
営業外費用合計	193	387
経常利益	1,645	212
特別利益		
持分変動利益	-	129
投資有価証券売却益	-	54
事業譲渡益	-	34
新株予約権戻入益	1	5
特別利益合計	1	224
特別損失		
減損損失	4 4	-
固定資産除却損	3 6	3 15
特別損失合計	11	15
税金等調整前当期純利益	1,635	421
法人税、住民税及び事業税	1,334	767
法人税等調整額	389	134
法人税等合計	944	633
当期純利益又は当期純損失()	690	211
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	690	211

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
当期純利益又は当期純損失()	690	211
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	61	6,845
為替換算調整勘定	211	919
持分法適用会社に対する持分相当額	5	29
その他の包括利益合計	1 277	1 7,795
包括利益	968	7,583
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	968	7,583
非支配株主に係る包括利益		

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2020年10月 1日 至 2021年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,775	3,903	5,462	778	11,363
当期変動額					
剰余金の配当			252		252
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()			690		690
自己株式の取得				1,175	1,175
自己株式の処分		10		578	588
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	10	438	597	148
当期末残高	2,775	3,914	5,900	1,376	11,214

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	286	53	232	79	11,210
当期変動額					
剰余金の配当					252
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()					690
自己株式の取得					1,175
自己株式の処分					588
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	61	216	277	56	334
当期変動額合計	61	216	277	56	185
当期末残高	224	270	45	135	11,395

当連結会計年度(自 2021年10月 1 日 至 2022年 9 月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,775	3,914	5,900	1,376	11,214
当期変動額					
剰余金の配当			321		321
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()			211		211
自己株式の取得				969	969
自己株式の処分		11		238	250
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	11	532	730	1,252
当期末残高	2,775	3,925	5,367	2,107	9,962

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	224	270	45	135	11,395
当期変動額					
剰余金の配当					321
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()					211
自己株式の取得					969
自己株式の処分					250
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,845	949	7,795	62	7,857
当期変動額合計	6,845	949	7,795	62	6,605
当期末残高	6,620	1,220	7,841	198	18,001

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,635	421
減価償却費	148	195
減損損失	4	
のれん償却額	105	105
株式報酬費用	162	169
貸倒引当金の増減額(は減少)		11
受取利息及び受取配当金	0	5
支払利息	14	16
為替差損益(は益)	20	2
投資有価証券売却損益(は益)		54
持分法による投資損益(は益)	93	287
投資事業組合運用損益(は益)	24	7
持分変動損益(は益)		129
新株予約権戻入益	1	5
固定資産除却損	6	15
保険解約返戻金	14	
売上債権の増減額(は増加)	537	24
営業投資有価証券の増減額(は増加)	65	49
棚卸資産の増減額(は増加)	1,022	353
未収入金の増減額(は増加)	1,053	174
仕入債務の増減額(は減少)	117	148
未払金の増減額(は減少)	183	1,861
預り金の増減額(は減少)	1,156	442
未払消費税等の増減額(は減少)	95	12
その他	673	358
小計	795	3,218
利息及び配当金の受取額	0	7
利息の支払額	13	16
法人税等の還付額	58	5
法人税等の支払額	1,393	1,641
営業活動によるキャッシュ・フロー	552	1,572
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	84	157
無形固定資産の取得による支出	186	161
投資有価証券の取得による支出	585	298
投資有価証券の売却による収入		59
保険積立金の解約による収入	178	
敷金及び保証金の差入による支出	62	87
敷金及び保証金の回収による収入	8	28
投資事業組合からの分配金による収入	53	35
その他	11	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	689	583

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（は減少）		1,950
長期借入れによる収入	369	300
長期借入金の返済による支出	331	389
ストックオプションの行使による収入	452	11
自己株式の取得による支出	1,175	969
自己株式の売却による収入	31	89
配当金の支払額	251	320
財務活動によるキャッシュ・フロー	904	671
現金及び現金同等物に係る換算差額	67	218
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,079	1,878
現金及び現金同等物の期首残高	10,220	8,141
現金及び現金同等物の期末残高	1 8,141	1 10,019

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 22社

主要な連結子会社

tenso株式会社

台湾転送股份有限公司

株式会社ショップエアライン

Shop Airlines America, Inc.

株式会社デファクトスタンダード

JOYLAB株式会社

モノセンス株式会社

BeeCruise株式会社

FASBEE株式会社

BEENOS Travel株式会社

BEENOS Entertainment株式会社

BEENOS Asia Pte. Ltd.

BEENOS HR Link株式会社

BeenoStorm株式会社 他 8 社

当連結会計年度において、BeenoStorm株式会社他 2 社を新たに設立し、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 3社

主要な会社名

BEENOS Plaza Pte. Ltd.

株式会社ONL

メトロエンジン株式会社

(2) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の直近の四半期決算を基にした仮決算により作成した財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社 2 社の決算日は12月31日ですが、連結財務諸表の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により算定しております。

ただし、投資事業有限責任組合への出資は、組合等の財産の持分相当額を有価証券として計上し、組合等の営業により獲得した損益の持分相当額を損益として計上する方法によっております。

ロ デリバティブ取引

時価法により算定しております。

ハ 棚卸資産

商品、貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備)及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～15年
工具、器具及び備品	3～15年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(社内利用分)

社内における利用見込可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法によっております。

2008年9月30日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移動すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権につきましては、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

ロ 投資損失引当金

投資の損失に備えるため、投資先会社の実状を勘案の上、その損失見積額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

イ．Eコマース事業(グローバルコマース部門)

主に顧客に依頼された商品の代理購入と発送(国内から海外、海外から国内)を行うことを履行義務としており、通常これらは顧客との契約に基づき、一時点で充足される履行義務として出荷時(サービスの提供が完了した時)に収益を認識しております。また、顧客への財又はサービスの提供に他の当事者が関与している場合で、顧客との約束が当該財又はサービスを当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務であると判断され、当社および連結子会社の役割が代理人に該当する取引については、当該対価から当該他の当事者に対して支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

ロ．Eコマース事業(バリューサイクル部門)

主に顧客に商品を供給することを履行義務としており、これらは出荷時から当該商品の支配が移転されるまでの期間が通常の期間であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、一時点で充足される履行義務として出荷時に収益を認識しております。

ハ．Eコマース事業(エンターテインメント部門)

主に顧客に商品を供給することを履行義務としており、これらは出荷時から当該商品の支配が移転されるまでの期間が通常の期間であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、一時点で充足される履行義務として出荷時に収益を認識しております。

二．インキュベーション事業

主に顧客に財又はサービスを提供することを履行義務としており、これらは財又はサービスが提供される一時点で収益を認識しております。

なお、これらの財又はサービスの提供における通常の支払期限は、利用者により選択された決済手段に従って、クレジット会社等が別途定める支払い条件により、短期のうちに支払いを受けており、対価の金額に重要な

金融要素は含まれておりません。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、20年以内の合理的な年数で定期的に償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない、取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

イ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

ロ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

(重要な会計上の見積り)

(営業投資有価証券の評価)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
営業投資有価証券	4,181	12,870

(2) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

市場価格のない営業投資有価証券については、1株当たりの純資産額に超過収益力を反映させたものを実質価額とし、当該実質価額が取得原価に比べて50%以上低下している場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、相当の減額を行い、評価差額を営業投資有価証券評価損として計上しております。

(3) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

投資先企業に対する第三者が行ったファイナンス価格、投資実行時に見込んだ事業計画の達成状況、経営環境の変化を考慮した最新の事業計画を基礎として超過収益力の毀損の有無を判断しております。その主要な仮定は、投資先企業が参入している市場の最新の競争と技術に関する情報、事業計画に含まれる経営戦略達成に関する不確実性の影響及び参入市場においてサービスレベルを維持向上させるための重要な費用の見積りなどであります。

(4) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

営業投資有価証券の評価については毎期見直しを行い、合理的と判断される金額で財務諸表に計上を行っておりますが、参入市場の競争と技術の変化、経営環境の変化及び事業計画に対する見積りの不確実性の影響を受け、これらの金額の見直しが必要となった場合は、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当該会計基準の適用による当連結会計年度の損益、期首利益剰余金及び1株当たり情報に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(表示方法の変更)

(表示単位の変更)

当連結会計年度より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位へ変更しております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、2021年2月18日開催の取締役会決議に基づき、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)を導入しております。本プランは、「BEENOS 従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「BEENOS 従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、その設定後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

(2) 従持信託に残存する自社の株式

従持信託に残存する当社株式を、従持信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度196百万円、58,800株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度 248百万円

(連結貸借対照表関係)

1. 資産から直接控除した営業投資有価証券に対する投資損失引当金は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
営業投資有価証券	27百万円	27百万円

2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
投資有価証券(株式)	145百万円	260百万円

3. 当社及び連結子会社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
当座貸越極度額の総額	7,150百万円	8,284百万円
借入実行残高	1,600	3,550
差引額	5,550	4,734

(連結損益計算書関係)

1. 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
棚卸資産評価損	142百万円	116百万円

2. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
広告宣伝費	910百万円	915百万円
給与手当	1,676	1,899
物流費用	1,022	944
雑給	991	956
業務委託費	1,559	1,817

3. 固定資産除却損の主な内訳は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
建物及び構築物	0百万円	9百万円
工具、器具及び備品	0	0
ソフトウェア	6	5
計	6百万円	15百万円

4. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

場所	用途	種類	金額
デファクトスタンダード株式会社 東京都港区、東京都大田区	その他	のれん	4

当社グループは主に、投資先別及び事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産をグルーピングしております。

連結子会社であるデファクトスタンダード株式会社の一部事業において、当初事業計画で想定していた収益が見込めなくなったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを零とみなして算出しております。

当連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	60百万円	7,826百万円
組替調整額	10	353
税効果調整前	71	8,179
税効果額	10	1,334
その他有価証券評価差額金	61	6,845
為替換算調整勘定：		
当期発生額	211	919
税効果調整前	211	919
為替換算調整勘定	211	919
持分法適用会社に対する 持分相当額：		
当期発生額	5	29
その他の包括利益合計	277	7,795

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	13,335,995	-	-	13,335,995
合計	13,335,995	-	-	13,335,995
自己株式				
普通株式(注)1、2	717,670	336,915	463,650	590,935
合計	717,670	336,915	463,650	590,935

(注)1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度期末の自己株式数には、信託が信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)として保有する自社の株式がそれぞれ0株、100,300株含まれております。

2. 自己株式の増減の内訳は、次の通りであります。

2021年5月27日開催の取締役会決議による取得	160,000株
2021年8月12日開催の取締役会決議による取得	64,200株
信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship) 導入による増加	109,900株
単元未満株式の買取請求による増加	2,815株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少	33,950株
ストック・オプションの行使に伴う自己株式の処分による減少	420,100株
信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship) による当社従業員持株会への売却	9,600株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての第11回新株予約権					42	
	有償ストック・オプションとしての第12回新株予約権					1	
	ストック・オプションとしての第13回新株予約権					80	
	ストック・オプションとしての第14回新株予約権					11	
合計						135	

(注) スtock・オプションとしての第13回及び第14回新株予約権は、権利行使期限の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年11月19日取締役会	普通株式	252	20	2020年9月30日	2020年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年11月25日取締役会	普通株式	321	利益剰余金	25	2021年9月30日	2021年12月3日

(注) 2021年11月25日取締役会による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	13,335,995	-	-	13,335,995
合計	13,335,995	-	-	13,335,995
自己株式				
普通株式(注)1、2	590,935	499,839	86,900	1,003,874
合計	590,935	499,839	86,900	1,003,874

(注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度期末の自己株式数には、信託が信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)として保有する自社の株式がそれぞれ100,300株、58,800株含まれております。

2. 自己株式の増減の内訳は、次の通りであります。

2021年11月29日開催の取締役会決議による取得	199,700株
2022年2月10日開催の取締役会決議による取得	300,000株
単元未満株式の買取請求による増加	139株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少	35,400株
ストック・オプションの行使に伴う自己株式の処分による減少	10,000株
信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship) による当社従業員持株会への売却	41,500株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての第11回新株予約権						36
	有償ストック・オプションとしての第12回新株予約権						1
	ストック・オプションとしての第13回新株予約権						112
	ストック・オプションとしての第14回新株予約権						45
	ストック・オプションとしての第15回新株予約権						2
合計							198

(注) スtock・オプションとしての第14回及び第15回新株予約権は、権利行使期限の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年11月25日取締役会	普通株式	321	25	2021年9月30日	2021年12月3日

(注) 2021年11月25日取締役会による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年11月24日取締役会	普通株式	309	利益剰余金	25	2022年9月30日	2022年12月2日

(注) 2022年11月24日取締役会による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
現金及び預金勘定	7,770百万円	9,551百万円
預け金	370	467
現金及び現金同等物	8,141	10,019

(注) 預け金は流動資産のその他に含まれております。

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

内容の重要性に乏しく、契約1件あたりの金額が少額なため、連結財務諸表規則第15条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6の規定により記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については積極的には行っておりません。また、資金調達については主に複数の金融機関と当座貸越契約を締結し、銀行借入によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。営業投資有価証券及び投資有価証券は、主に株式及び投資事業有限責任組合出資等であり、事業上の提携、情報の収集及び売却による投資収益の獲得を目的として保有しております。これらは、それぞれ投資先の信用リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、1年以内に決済されるものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

イ. リスクの管理

当社グループは、受取手形及び売掛金に係る取引先の信用リスクは、取引先ごとに期日管理及び債権管理を行うとともに、必要に応じて取引先の信用状況のモニタリングを行うことにより、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や低減に努めております。投資有価証券については、投資先の財務状況等を定期的を取得し、モニタリングを行うことで、投資先の信用情報や時価を把握し変動リスクの低減に努めております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、金融機関からの当座貸越枠等を拡大・更新することなどにより、手元流動性を高め、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動する可能性があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年9月30日)

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2参照)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	7,770	7,770	
(2) 受取手形及び売掛金	677		
(3) 未収入金	1,049		
貸倒引当金()	5		
	1,721	1,721	
(4) 営業投資有価証券			
其他有価証券	29	29	
(5) 投資有価証券			
其他有価証券	220	220	
資産計	9,742	9,742	
(1) 支払手形及び買掛金	233	233	
(2) 短期借入金	1,600	1,600	
(3) 未払金	3,589	3,589	
(4) 預り金	1,074	1,074	
(5) 未払法人税等	935	935	
(6) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金 を含む)	2,037	2,044	6
負債計	9,471	9,478	6

受取手形及び売掛金並びに未収入金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 営業投資有価証券、(5) 投資有価証券

これらの時価の算定については、株式は取引所の価格、債権は満期までの期間及び国債の利回り等で割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 預り金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (2021年9月30日)
非上場株式(1)	3,960
非上場債券(1)	952
関係会社株式(1)	145
投資事業有限責任組合への出資(2)	1,209
合計	6,267

- (1) 非上場株式、非上場債券及び関係会社株式については、市場性がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。
- (2) 投資事業有限責任組合への出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されており、時価開示の対象としておりません。

当連結会計年度(2022年9月30日)

2022年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注)1参照)。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金、預り金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
営業投資有価証券			
その他有価証券	8,366	8,366	
投資有価証券			
その他有価証券	117	117	
資産計	8,484	8,484	
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,948	1,949	0
負債計	1,948	1,949	0

(注) 1. 市場価格のない株式等

(単位:百万円)

区分	当連結会計年度 (2022年9月30日)
その他有価証券	
営業投資有価証券に属するもの	
非上場株式等	4,504
投資有価証券	
非上場株式等	609
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	1,753
関係会社株式	260
合計	7,128

これらについては、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2021年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	7,770			
受取手形及び売掛金	677			
未収入金	1,049			
合計	9,498			

当連結会計年度(2022年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	9,551			
受取手形及び売掛金	911			
未収入金	1,257			
合計	11,721			

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2021年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,600					
長期借入金	300	800	300	300	337	
合計	1,900	800	300	300	337	

当連結会計年度(2022年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	3,550					
長期借入金	900	400	400	248		
合計	4,450	400	400	248		

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券	8,366			8,366
投資有価証券	117			117
合計	8,484			8,484

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金		1,949		1,949
合計		1,949		1,949

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

営業投資有価証券、投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は主に活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2021年9月30日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	220	76	144
	小計	220	76	144
合計		220	76	144

(注)非上場株式(連結貸借対照表価額3,960百万円)、非上場債券(連結貸借対照表価額952百万円)及び投資事業有限責任組合への出資(連結貸借対照表価額1,209百万円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載を省略しております。

当連結会計年度(2022年9月30日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,473	119	8,353
	小計	8,473	119	8,353
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	10	41	30
	小計	10	41	30
合計		8,484	161	8,323

(注)非上場株式(連結貸借対照表価額4,364百万円)、非上場債券(連結貸借対照表価額750百万円)及び投資事業有限責任組合への出資(連結貸借対照表価額1,753百万円)については、記載を省略しております。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	485	483	
合計	485	483	

当連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
(1) 株式	250	246	
合計	250	246	

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度においては、有価証券(その他有価証券の株式)について77百万円の減損処理を行っております。

当連結会計年度においては、有価証券(その他有価証券の株式)について1,218百万円の減損処理を行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、時価の回復可能性がないものとして一律に減損処理を実施し、下落率が30%以上50%未満の場合には、時価の回復可能性の判定を行い、減損処理の要否を決定しております。

また、市場価格のない株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合に、個別に回復可能性を判断し、最終的に減損処理の要否を決定しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(2021年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2022年9月30日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定拠出年金制度のほか、総合設立型の企業年金基金に加入しております。

複数事業主制度の総合設立型の企業年金基金につきましては、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、当連結会計年度 46百万円、前連結会計年度93百万円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前連結会計年度 (2021年6月30日)	当連結会計年度 (2022年6月30日)
年金資産の額	62,838百万円	77,272百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	61,220	75,263
差引額	1,617	2,008

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合

前連結会計年度 0.59% (2020年10月1日 至 2021年9月30日)

当連結会計年度 0.25% (2021年10月1日 至 2022年9月30日)

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度19百万円、当連結会計年度22百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプション又は自社株式オプションに係る資産計上額又は費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	62	74
新株予約権戻入益	1	5

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

BEENOS株式会社

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社従業員 26名 子会社従業員 104名	当社取締役、執行役員及び 従業員 10名 子会社取締役及び執行役員 13名	当社従業員 32名 子会社従業員 235名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 64,400株	普通株式 1,418,000株	普通株式 271,800株
付与日	2018年3月30日	2020年2月25日	2020年2月25日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員 の地位にあることを要す。その他細目について「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	同左	同左
対象勤務期間	自 2018年4月1日 至 2020年3月31日	-	自 2020年2月25日 至 2022年2月6日
権利行使期間	自 2020年4月1日 至 2028年3月14日	自 2020年2月25日 至 2030年2月24日	自 2022年2月7日 至 2030年2月6日

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社従業員 11名 子会社従業員 85名	当社従業員 68名 子会社従業員 252名
ストック・オプション数 (注)	普通株式 49,100株	普通株式 36,900株
付与日	2021年6月14日	2022年8月22日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員 の地位にあることを要す。その他細目について「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。	新株予約権の割当を受けた者は権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員 の地位にあることを要す。その他細目について「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。
対象勤務期間	自 2021年6月4日 至 2023年5月27日	自 2022年8月22日 至 2024年8月4日
権利行使期間	自 2023年5月28日 至 2031年5月27日	自 2024年8月5日 至 2032年8月4日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動内容

当連結会計年度(2022年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

BEENOS株式会社

a. ストック・オプションの数

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			243,800
付与			
失効			4,400
権利確定			239,400
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	41,800	1,002,500	
権利確定			239,400
権利行使	1,400		8,600
失効	4,300		3,300
未行使残	36,100	1,002,500	227,500

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	49,100	
付与		36,900
失効	2,900	
権利確定		
未確定残	46,200	36,900
権利確定後(株)		
前連結会計年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

b. 単価情報

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利行使価格(円)	1,737	1,071	1,071
行使時平均株価(円)	2,716		1,992
公正な評価単価(付与日) (円)	1,016	1	495

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
権利行使価格(円)	3,730	2,526
行使時平均株価(円)		
公正な評価単価(付与日) (円)	1,778	1,136

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	54.12%
予想残存期間	(注) 2	5.96年
予想配当	(注) 3	25円/株
無リスク利率	(注) 4	0.032%

(注) 1. 5年間(2016年9月から2022年8月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 2021年9月期の配当実績によります。

4. 評価基準日における償還年月日の長期国債のレートを採用しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	105百万円	43百万円
棚卸資産評価損	47	21
貸倒引当金繰入超過額	1	5
決算賞与	35	57
投資損失引当金	1	
営業投資有価証券評価損	233	250
その他有価証券評価差額金	27	20
減価償却超過額	39	36
投資有価証券評価損	36	29
資産除去債務	65	71
繰越欠損金(注)2	254	464
その他	81	106
繰延税金資産小計	929	1,106
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	245	458
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	372	392
評価性引当額(注)1	617	850
繰延税金資産合計	311	256
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	49	1,383
資産除去債務に対応する除去費用	26	28
繰延税金負債合計	76	1,412
繰延税金資産(負債)の純額	234	1,155

(注) 1. 評価性引当額が232百万円増加しております。これは、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、連結子会社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を認識したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(1)			0	0	0	253	254
評価性引当額			0	0	0	244	245
繰延税金資産						8	(2) 8

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金254百万円(法定実効税率を乗じた額)については、繰延税金資産8百万円を計上しております。これは、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断したためであります。

当連結会計年度（2022年9月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金（ 1 ）					11	452	464
評価性引当額					11	447	458
繰延税金資産						5	(2) 5

（ 1 ）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

（ 2 ）税務上の繰越欠損金464百万円（法定実効税率を乗じた額）については、繰延税金資産5百万円を計上しております。これは、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断したためであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
評価性引当額の増減	8.70	29.39
特定外国子会社等合算所得	7.61	0.72
役員賞与	0.75	2.73
株式報酬費用	1.21	5.93
のれん償却額	1.38	5.37
連結子会社との税率差異	5.05	54.76
持分法による投資損益	1.75	20.89
その他	0.69	0.20
税効果会計適用後の法人税等の負担率	57.76	150.19

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当社及び連結子会社における本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3年から15年と見積り、割引率は0.2%から1.4%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
期首残高	201百万円	197百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	12	16
資産除去債務の履行による減少	18	3
時の経過による調整額	1	1
期末残高	197	212

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社においては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業領域別にセグメントを構成し、「Eコマース事業」及び「インキュベーション事業」の2つを報告セグメントとしております。

各セグメントに属するサービスの内容は、以下のとおりであります。

セグメントの名称		主な事業内容
Eコマース事業	グローバルコマース	海外転送・代理購入事業「tenso.com」「Buyee」 グローバルショッピング事業「sekaimon」
	バリューサイクル	ブランド品・アパレル買取販売事業「Brandear」 酒類買取販売事業「JOYLAB」
	エンターテインメント	エンターテインメント事業 グローバルプロダクト事業
インキュベーション事業		投資育成事業 収益化前の新規事業

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報
前連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)1、3	連結財務諸 表計上額 (注)2
	Eコマース事業				インキュ ベーション 事業	合計		
	グローバル コマース	パリュウサ イクル	エンターテ インメント	小計				
売上高								
外部顧客への 売上高	8,275	11,880	4,163	24,319	688	25,008		25,008
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	11	146	0	158	73	231	231	
計	8,287	12,026	4,163	24,478	762	25,240	231	25,008
セグメント利益 又は損失()	2,811	68	167	3,048	494	2,553	868	1,685
セグメント資産	6,766	4,579	1,835	13,182	5,745	18,927	2,869	21,797
セグメント負債	4,057	1,100	1,673	6,830	2,492	9,322	1,078	10,401
その他の項目								
減価償却費	43	42	8	94	42	137	11	148
のれんの償却 額		75		75	30	105		105
持分法適用会 社への投資額					99	99	46	145
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	62	73	4	139	152	292	11	304

(注) 1. セグメント利益の調整額 868百万円には、セグメント間取引消去 1,221百万円、各報告セグメントに配分していない全社収益1,588百万円及び全社費用 1,235百万円が含まれております。全社収益は、主に当社におけるグループ会社からの受取手数料であります。全社費用は、主に当社におけるグループ管理に係る費用であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産の調整額2,869百万円には、報告セグメントに区分していない全社資産の金額9,089百万円、セグメント間取引消去 6,219百万円が含まれております。全社資産の主なものは、持株会社の現金及び預金、長期投資資金(投資有価証券)等であります。

当連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額 (注)2、4	連結財務諸 表計上額 (注)3
	Eコマース事業				インキュ ベーション 事業	合計		
	グローバル コマース	バリューサ イクル	エンターテ インメント	小計				
売上高								
顧客との契約 から生じる収益	10,028	14,869	4,124	29,022	526	29,549		29,549
その他の収益 (注)1					296	296		296
外部顧客への 売上高	10,028	14,869	4,124	29,022	823	29,846		29,846
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	36	211	0	247	211	459	459	
計	10,065	15,080	4,124	29,270	1,035	30,305	459	29,846
セグメント利益 又は損失()	3,335	199	129	3,665	2,473	1,191	862	328
セグメント資産	8,132	4,765	1,807	14,705	15,616	30,322	3,587	33,909
セグメント負債	6,338	1,149	1,694	9,182	6,574	15,756	151	15,908
その他の項目								
減価償却費	45	47	8	101	81	183	12	195
のれんの償却 額		73		73	31	105		105
持分法適用会 社への投資額					128	128	132	260
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	47	138	0	185	106	292	26	319

(注) 1. その他の収益には、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく営業投資有価証券に関する収益が含まれております。

2. セグメント利益の調整額 862百万円には、セグメント間取引消去 3,691百万円、各報告セグメントに配分していない全社収益4,064百万円及び全社費用 1,236百万円が含まれております。全社収益は、主に当社におけるグループ会社からの受取手数料であります。全社費用は、主に当社におけるグループ管理に係る費用であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. セグメント資産の調整額3,587百万円には、報告セグメントに区分していない全社資産の金額13,622百万円、セグメント間取引消去 10,034百万円が含まれております。全社資産の主なものは、持株会社の現金及び預金、長期投資資金(投資有価証券)等であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米国	東アジア	欧州	その他	合計
17,077	2,907	3,166	940	916	25,008

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米国	東アジア	欧州	その他	合計
18,042	4,586	4,281	1,581	1,354	29,846

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額	合計
	Eコマース事業				インキュベーション事業	合計		
	グローバル コマース	パリュース イクル	エンターテ インメント	小計				
減損損失		4		4		4	4	

当連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額	合計
	Eコマース事業				インキュベーション事業	合計		
	グローバル コマース	パリュース イクル	エンターテ インメント	小計				
当期償却額		75		75	30	105	105	
当期末残高		110		110	154	264	264	

当連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額	合計
	Eコマース事業				インキュベーション事業	合計		
	グローバル コマース	パリュース イクル	エンターテ インメント	小計				
当期償却額		73		73	31	105	105	
当期末残高		36		36	123	160	160	

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり純資産額	883.49円	1,443.65円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()	53.99円	16.98円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	50.48円	

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2021年9月30日)	当連結会計年度 (2022年9月30日)
純資産の部の合計額(百万円)	11,395	18,001
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	135	198
(うち新株予約権(百万円))	(135)	(198)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	11,260	17,803
普通株式の発行済株式数(株)	13,335,995	13,335,995
普通株式の自己株式数(株)	590,935	1,003,874
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	12,745,060	12,332,121

3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	690	211
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	690	211
普通株式の期中平均株式数(株)	12,794,725	12,472,011
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	889,761	664,351
(うち新株予約権(株))	(889,761)	(664,351)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第14回無償ストック・オプション(新株予約権) 491個	第14回無償ストック・オプション(新株予約権) 462個 第15回無償ストック・オプション(新株予約権) 3,690個

4. 株主資本において自己株式として計上されている信託が信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)として所有する当社株式は、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()の算定上、期中平均株式の計算において控除する自己株式数に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数

前連結会計年度 39,620株、 当連結会計年度 80,956株

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数

前連結会計年度 100,300株、 当連結会計年度 58,800株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,600	3,550	0.28	
1年以内に返済予定の長期借入金	300	900	0.52	
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,737	1,048	0.52	2022年10月30日～ 2026年6月30日
その他有利子負債				
合計	3,637	5,498		

(注) 1. 「平均利率」については、期中平均借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	400	400	248	

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	6,816	13,994	21,566	29,846
税金等調整前四半期(当期)純利益 (百万円)	38	567	627	421
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失() (百万円)	18	266	72	211
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	1.43	21.12	5.82	16.98

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	1.43	22.75	15.74	23.09

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,768	1,554
営業投資有価証券	1 1,352	1,788
前払費用	58	64
関係会社立替金	117	171
関係会社未収入金	2,004	3,539
関係会社短期貸付金	2,425	4,356
未収法人税等		748
その他	125	164
貸倒引当金	918	1,470
流動資産合計	6,934	10,916
固定資産		
有形固定資産		
建物	210	210
減価償却累計額	180	200
建物(純額)	29	9
工具、器具及び備品	62	87
減価償却累計額	51	62
工具、器具及び備品(純額)	10	24
その他	4	4
減価償却累計額	0	1
その他(純額)	4	2
有形固定資産合計	44	37
無形固定資産		
ソフトウェア	15	7
その他	1	0
無形固定資産合計	16	8
投資その他の資産		
投資有価証券	2,161	2,470
関係会社株式	4,035	4,536
敷金及び保証金	148	148
繰延税金資産	46	
その他	4	53
投資その他の資産合計	6,395	7,208
固定資産合計	6,456	7,254
資産合計	13,391	18,171

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2 2,500	2 4,550
1年内返済予定の長期借入金	300	900
未払金	1,570	2,885
関係会社未払金	156	260
未払法人税等	683	2
預り金	23	27
株主優待引当金	44	3
その他	46	32
流動負債合計	5,324	8,662
固定負債		
長期借入金	1,737	1,048
資産除去債務	58	59
繰延税金負債		207
固定負債合計	1,796	1,314
負債合計	7,121	9,977
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,775	2,775
資本剰余金		
資本準備金	1,814	1,814
その他資本剰余金	1,285	1,297
資本剰余金合計	3,100	3,111
利益剰余金		
利益準備金	21	21
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,588	3,701
利益剰余金合計	1,610	3,723
自己株式	1,376	2,107
株主資本合計	6,110	7,503
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	24	491
評価・換算差額等合計	24	491
新株予約権	135	198
純資産合計	6,270	8,193
負債純資産合計	13,391	18,171

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
営業収益	1 2,258	1 4,415
営業費用	1, 2 1,613	1, 2 1,764
営業総利益	644	2,651
営業外収益		
受取利息	43	69
受取配当金		22
為替差益	0	3
保険解約返戻金	14	
受取手数料		5
受取保証料	7	18
投資事業組合運用益	24	
雑収入	8	1
営業外収益合計	1 98	1 121
営業外費用		
支払利息	19	26
支払手数料	4	5
投資事業組合運用損		7
貸倒引当金繰入額	375	552
雑損失	0	0
営業外費用合計	1 400	1 592
経常利益	342	2,179
特別利益		
新株予約権戻入益	1	5
関係会社株式売却益		53
特別利益合計	1	59
特別損失		
関係会社株式評価損	3 283	
特別損失合計	283	
税引前当期純利益	60	2,238
法人税、住民税及び事業税	464	253
法人税等調整額	407	57
法人税等合計	57	195
当期純利益	3	2,434

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計
当期首残高	2,775	1,814	1,275	3,089	21	1,838	1,859
当期変動額							
剰余金の配当						252	252
当期純利益						3	3
自己株式の取得							
自己株式の処分			10	10			
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計			10	10		249	249
当期末残高	2,775	1,814	1,285	3,100	21	1,588	1,610

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	778	6,946	88	88	79	6,937
当期変動額						
剰余金の配当		252				252
当期純利益		3				3
自己株式の取得	1,175	1,175				1,175
自己株式の処分	578	588				588
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			113	113	56	169
当期変動額合計	597	836	113	113	56	666
当期末残高	1,376	6,110	24	24	135	6,270

当事業年度(自 2021年10月 1日 至 2022年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計
当期首残高	2,775	1,814	1,285	3,100	21	1,588	1,610
当期変動額							
剰余金の配当						321	321
当期純利益						2,434	2,434
自己株式の取得							
自己株式の処分			11	11			
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計			11	11		2,113	2,113
当期末残高	2,775	1,814	1,297	3,111	21	3,701	3,723

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,376	6,110	24	24	135	6,270
当期変動額						
剰余金の配当		321				321
当期純利益		2,434				2,434
自己株式の取得	969	969				969
自己株式の処分	238	250				250
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			466	466	62	529
当期変動額合計	730	1,393	466	466	62	1,923
当期末残高	2,107	7,503	491	491	198	8,193

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

市場価格のない株式以外のもの

時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定して
おります。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

ただし、投資事業有限責任組合への出資は、組合等の財産の持分相当額を有価証券として計上し、組合等の営
業により獲得した損益の持分相当額を損益として計上する方法によっております。

2. デリバティブ取引

時価法により算定しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアにつきましては社内における利用見込可能期間(5年以内)に基づく定額法によっており
ます。

4. 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権
につきましては個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

ロ. 投資損失引当金

投資の損失に備えるため、投資先会社の実状を勘案の上、その損失見積額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担すべき額を計上しております。

ニ. 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上して
おります。

5. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は持株会社であり、当社の収益は子会社からの業務委託報酬及び受取配当金となります。業務委託報酬にお
いては、契約内容に応じた受託業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されていることから、当該時点で収
益及び費用を認識しております。また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識して
おります。

なお、業務委託報酬に関する通常の支払期限は履行義務が充足されてから概ね1ヶ月以内であります。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税
法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ

通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

(重要な会計上の見積り)

(営業投資有価証券の評価)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
営業投資有価証券	1,352	1,788

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	4,035	4,536

(2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

市場価格のない関係会社株式については、1株当たりの純資産額に超過収益力を反映させたものを実質価額とし、当該実質価額が取得原価に比べて50%以上低下している場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、相当の減額を行い、評価差額を当期の損失として計上しております。

(3) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

関係会社の取得時の事業計画の達成状況や、経営環境の変化を考慮した最新の事業計画を基礎として超過収益力の毀損の有無を判断しております。その主要な仮定は、関係会社が参入している市場の最新の競争と技術に関する情報、事業計画に含まれる経営戦略達成に関する不確実性の影響及び研究開発費や広告宣伝費などの各事業において戦略的に重要な費用の見積りなどであります。

(4) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

関係会社株式の評価については毎期見直しを行い、合理的と判断される金額で財務諸表に計上を行っておりますが、参入市場の競争と技術の変化、経営環境の変化及び事業計画に対する見積りの不確実性の影響を受け、これらの金額の見直しが必要となった場合は、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当該会計基準の適用による当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(表示単位の変更)

当事業年度より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位へ変更しております。

(追加情報)

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1. 資産から直接控除した営業投資有価証券に対する投資損失引当金は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
営業投資有価証券	4百万円	百万円

2. 当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
当座貸越極度額の総額	7,150百万円	8,284百万円
借入実行残高	1,600	3,550
差引額	5,550	4,734

3. 保証債務

以下の関係会社について、金融機関からの支払債務に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
tenso株式会社	213百万円	278百万円
Shop Airlines America, Inc.	82	23
計	296	301

以下の関係会社について、営業取引に関する支払債務に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
株式会社デファクトスタンダード	16百万円	8百万円

4. 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
短期金銭債権	54百万円	33百万円
短期金銭債務	903	1,000
長期金銭債権	508	320

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
営業取引		
営業収益	1,832百万円	4,409百万円
営業費用	1	0
営業外取引		
その他営業外収益	43	69
その他営業外費用	5	9

2. 営業費用の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	当事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
役員報酬	100百万円	107百万円
給与手当	357	416
業務委託費	283	375
株主優待引当金繰入額	6	40
減価償却費	19	26

なお、大半が一般管理費であるため、販売費と一般管理費の割合については記載しておりません。

3. 関係会社株式評価損

前事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

関係会社株式評価損は、メトロエンジン株式会社に係る評価損であります。

当事業年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2021年9月30日)
子会社株式	4,035
関連会社株式	0

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	当事業年度 (2022年9月30日)
子会社株式	4,295
関連会社株式	241

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	44百万円	20百万円
未払事業所税	1	0
未払金	7	6
決算賞与	24	26
貸倒引当金	281	410
株主優待引当金	13	1
投資損失引当金	1	
営業投資有価証券評価損	233	250
その他有価証券評価差額金	27	20
減価償却超過額	11	14
投資有価証券評価額	0	0
関係会社株式評価損	346	283
株式報酬費用	35	56
資産除去債務	17	18
繰延税金資産小計	1,044	1,069
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	948	1,031
評価性引当額小計	948	1,031
繰延税金資産合計	96	38
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	49	245
資産除去債務に対応する除去費用	0	
繰延税金負債合計	50	245
繰延税金資産(負債)の純額	46	207

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年9月30日)	当事業年度 (2022年9月30日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	25.93	0.63
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	518.05	47.95
役員賞与	10.06	0.27
株式報酬費用	31.62	1.01
住民税均等割	5.54	0.12
評価性引当額の増減	305.65	3.70
特定外国子会社等合算所得	205.27	0.03
過年度法人税等	1.82	0.92
その他	0.16	1.91
税効果会計適用後の法人税等の負担率	94.98	8.74

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「(重要な会計方針)6.重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	210			210	200	20	9
機械装置	4			4	1	1	2
工具、器具及び備品	62	26	1	87	62	12	24
有形固定資産計	277	26	1	302	264	33	37
無形固定資産							
ソフトウェア	39			39	31	7	7
その他	6			6	5	0	0
無形固定資産計	45			45	36	8	8

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	918	552		1,470
投資損失引当金	4		4	
株主優待引当金	44	3	44	3

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により、電子公告 によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://beenos.com
株主に対する特典	なし

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第22期)(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)2021年12月17日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書およびその添付書類

2021年12月17日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第23期第1四半期)(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)2022年2月14日関東財務局長に提出

(第23期第2四半期)(自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)2022年5月13日関東財務局長に提出

(第23期第3四半期)(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)2022年8月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

- ・企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2021年12月17日関東財務局長に提出

- ・企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストックオプション制度に伴う新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書

2022年8月4日関東財務局長に提出

(5) 自己株券買付状況報告書

2022年1月14日、2022年2月14日、2022年3月15日、2022年4月14日、2022年5月13日、関東財務局長に提出

(6) 臨時報告書の訂正報告書

- ・2022年8月4日提出の臨時報告書(ストックオプション制度に伴う新株予約権の発行)の訂正報告書

2022年8月22日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年12月16日

BEENOS株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 哲 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石倉 毅 典 印

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているBEENOS株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BEENOS株式会社及び連結子会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

営業投資有価証券の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは、ITとインターネットをベースにグローバル市場において新しい市場を創造するために、プラットフォームを生み出し続ける「グローバルプラットフォーム」を目指している。その実現のための戦略のひとつとして、会社及び一部の子会社（以下、会社等）は、新興国のオンラインマーケットプレイス企業及びオンライン決済企業、並びに日本国内のインバウンド消費関連市場のスタートアップ企業への投資育成事業を行っており、2022年9月30日現在、連結貸借対照表上において営業投資有価証券を12,870百万円計上している。これらの多くは、市場価格のないものである。</p> <p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）「営業投資有価証券の評価」に記載のとおり、会社等は、1株当たりの純資産額に投資実行時に認識した超過収益力を反映させたものを実質価額として、当該実質価額と取得原価とを比較し、減損処理の要否を判定している。会社等は、実質価額が取得原価に比べて50%以上低下している場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、相当の減額を行い、評価差額を当期の損失として処理している。なお、実質価額に反映する超過収益力の毀損の有無については、評価時点から一定期間内に第三者が行ったファイナンス価格、投資実行時に見込んだ事業計画の達成状況、経営環境の変化を考慮した最新の事業計画をもとに判定している。</p> <p>このように、営業投資有価証券の評価においては、投資先の事業計画を利用しているが、その属する業界は競争と技術の変化が激しいことから、投資先の事業計画に含まれる売上高や営業費用等の見積りには経営環境の変化といった不確実性を伴い、その評価に関して経営者による重要な判断が必要であるため、当監査法人は営業投資有価証券の評価を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当監査法人は、営業投資有価証券の評価の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業投資有価証券の評価に関連する内部統制の整備及び運用状況を評価した。 ・ 投資先の超過収益力を反映した実質価額と取得原価との比較が適切に行われていることを検討した。 ・ 実質価額に影響を及ぼす超過収益力の毀損の有無を検討するため、評価時点から一定期間内に第三者が行ったファイナンス価格を把握するとともに、事業計画と実績に重要な乖離が生じていないか検討した。 ・ 第三者からのファイナンス実績について、引受日、引受先及び1株当たりの払込額を、当該増資に関する契約書と照合した。 ・ 過年度に営業投資有価証券の評価に用いられた投資先の事業計画と実績を比較することにより、事業計画における見積りの不確実性の程度を評価するとともに、最新の事業計画に対して当該見積りの不確実性の影響を検討した。 ・ 必要に応じて、投資先の事業計画に含まれる以下の内容について会社の経営者と協議し、その見積りの合理性について検討した。 <ul style="list-style-type: none"> - 最新の競争と技術の変化に関する情報、新型コロナウイルス感染症の影響と収束見込み及びそれらを前提とした売上高の見積り - サービスレベル向上のための費用や物流費用などの各事業において戦略的に重要な費用の見積り ・ 必要に応じて、投資先の事業計画について、売上高及び主要な費目の趨勢分析を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、BEENOS株式会社の2022年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、BEENOS株式会社が2022年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があ

る。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年12月16日

BEENOS株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齋	藤	哲	印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石	倉	毅	典	印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているBEENOS株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BEENOS株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

営業投資有価証券の評価の妥当性

会社は、2022年9月30日現在、貸借対照表上において営業投資有価証券を1,788百万円計上している。連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(営業投資有価証券の評価の妥当性)と同一内容であるため、記載を省略している。

関係会社株式の評価の妥当性

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の関係会社は、Eコマース事業、投資育成事業、インバウンド事業及びダイナミックプライシング事業を主たる事業としている。2022年9月30日現在、子会社及び関連会社は、それぞれ22社、3社であり、会社は貸借対照表上において関係会社株式を4,536百万円計上している。これらは、いずれも市場価格のないものである。</p> <p>【注記事項】(重要な会計上の見積り)「関係会社株式の評価」に記載のとおり、会社は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した各関係会社の財務諸表を基礎とした1株当たりの純資産額、もしくは1株当たりの純資産額に買収時に認識した超過収益力を反映させたものを実質価額として、当該実質価額と取得原価とを比較し、減損処理の要否を判定している。会社は、実質価額が取得原価に比べて50%以上低下している場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、相当の減額を行い、評価差額を当期の損失として処理している。なお、実質価額に反映する超過収益力の毀損の有無については、関係会社の取得時の事業計画の達成状況や、経営環境の変化を考慮した最新の事業計画をもとに判定している。</p> <p>このように、関係会社株式の評価においては、関係会社の事業計画を利用しているが、その属する業界は競争と技術の変化が激しいことから、関係会社の事業計画に含まれる売上高や営業費用等の見積りには経営環境の変化といった不確実性を伴い、経営者の重要な判断が必要であるため、当監査法人は関係会社株式の評価を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係会社株式の評価に関連する内部統制を評価した。これには、関係会社の事業計画の経営者による承認手続が含まれている。 各関係会社の直近の財務諸表を基礎とした純資産額、もしくは超過収益力を反映した実質価額と取得原価との比較が適切に行われていることを検討した。 実質価額に影響を及ぼす超過収益力の毀損の有無を検討するため、関係会社の事業計画と実績に重要な乖離が生じていないか検討した。また、取締役会議事録を閲覧することにより予算と実績の差異を把握するとともに、必要に応じて会社及び関係会社の経営者に業績の動向や検討課題などについて質問を実施した。 過年度に関係会社株式の評価に用いられた関係会社の事業計画と実績を比較することにより、事業計画の見積りの不確実性の程度を評価するとともに、当事業年度末における事業計画に対して当該見積りの不確実性の影響を検討した。 必要に応じて、関係会社の事業計画に含まれる以下の内容について会社及び関係会社の経営者と協議し、その見積りの合理性について検討した。 <ul style="list-style-type: none"> 最新の競争や技術の変化、新型コロナウイルス感染症の収束見込み及びそれらを前提とした売上高の見積り 研究開発費や広告宣伝費などの各事業において戦略的に重要な費用の見積り 必要に応じて、関係会社の事業計画について、売上高及び主要な費目の趨勢分析を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。